# 海部医療圏保健医療計画 (原案)の案

平成22年7月

第	1章	也域の概況	• 1
第	2 章	幾能を考慮した医療提供施設の整備目標	5
	第1節	がん対策	5
	第2節	脳卒中対策	…10
	第3節	急性心筋梗塞対策	··13
	第4頁	糖尿病対策	16
第	3章	<b></b> 改急医療対策・災害保健医療対策	•19
	第1節	救急医療対策	19
	第2節	災害保健医療対策	24
第	4 章	周産期医療対策	27
第	5章	卜児医療対策	•29
第	6 章	- エ宅医療の提供体制の整備の推進対策	32
第	7章	病診連携等推進対策 ······	34
第	8章	高齢者保健医療福祉対策	36
第	9章	· 南科保健医療対策 ····································	38
第	10 章	薬局の機能強化等推進対策	…41
	第1節	薬局の機能推進対策	…41
	第2節	医薬分業の推進対策	42
第	11 章	健康危機管理対策	44

海部医療圏は、平成13年3月の愛知県地域保健医療計画見直しに伴い、名古屋医療圏から分離しました。その際、それまで尾張中部地域と合わせて策定してきた名古屋医療圏名古屋西部地域保健計画を見直し、海部保健医療計画として策定し、平成18年には第1回の見直しを行いました。

平成 19 年の医療法の改正により、今後の医療計画は、従来の病床数という量的な観点のみに限らず、地域医療の質を把握し改善するものであること、住民・患者に分かりやすいものであること、数値目標を示し事業の評価が可能なものであること等が求められるものとなりました。

このため、平成 20 年には第 2 回の見直しを行い、患者本位の、かつ、安全で質が高く、効率的な医療提供体制を確保するため、新たに、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病に係る治療又は予防に関する事項、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療に関して、それぞれ医療機関等の具体的名称、評価可能で具体的な数値目標を記載するなど、医療連携体制の構築に必要となる医療機能を明らかにした内容としました。

さらに、これらの疾病及び事業に係る医療提供施設相互の医療連携体制を明示したところです。 今回の見直しにより、当医療圏を対象地域として平成21年12月に策定された愛知県地域医療 再生計画(尾張地域)の内容〈救急医療対策、周産期医療対策〉も踏まえた計画としました。こ の計画の着実な推進が、海部医療圏における保健・福祉の向上に大きな役割を果たすものになる と考えています。

# 第1節 地勢

海部医療圏は、愛知県の西端に位置し、津島市始め、4市2町1村で構成されています。西は木曽川及び長良川を隔てて岐阜県及び三重県に、北は稲沢市に、東は名古屋市及び清須市に隣接し、南は広大な埋立地が伊勢湾に面し、地域のほぼ全域に海抜ゼロメートル地帯が広がっています。地域の面積は208.43k ㎡で南北約23km、東西約16kmに及んでいます。また、木曽三川のデルタ地帯であることから、肥沃な田園地帯として古くから開けてきました。

# 第2節 交通

鉄道は、名古屋を中心として放射状に発達し、東部から北部にかけては、名鉄津島線が名鉄本線須ヶ口駅(清須市)から津島に至り、西部は名鉄尾西線が弥富から津島を経て一宮まで南北に縦断しています。さらに、南部をJR東海の関西本線と近鉄名古屋線が横断しています。

道路は、東名阪自動車道(一部国道 302 号並行)が地域の東から西へほぼ横断し、国道 1 号線及び 23 号線が南部を東西に、西尾張中央道が伊勢湾岸自動車道から国道 23 号線・1 号線を経て一宮市内へと地域の中央を南北に、国道 155 号線が名鉄尾西線沿いを走っています。その他主要な地方道として、名古屋津島線を始め一宮蟹江線、給父西枇杷島線があり、道路密度は比較的高くなっています。

# 第3節 人口及び人口動態

# (1) 総人口

当医療圏の平成 21 年 10 月 1 日現在の人口は、332,115 人で、男 164,067 人(構成比.49.40%) 女 168,048 人(構成比 50.60%) となっています。

昭和60年以降の人口の推移は表1-3-1のとおりで、昭和60年を100とした指数で見ると、平成21年は114.3となっています。なお、男女の構成比は、ほぼ同率で推移しています。(表1-3-1)

表1-3-1 人口の推移

(各年10月1日現在)

	身	<b></b>	す	Ţ.		
	人 数	構成比	人 数	構成比	計	指 数
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	
昭和60年	143,273	49.30	147,330	50.70	290,603	100.0
平成 2年	147,616	49.24	152,156	50.76	299,772	103.2
平成 7年	154,909	49.37	158,839	50.63	313,748	108.0
平成12年	159,848	49.43	163,509	50.57	323,357	111.3
平成17年	162,517	49.50	166,088	50.50	328,605	113.1
平成21年	164,067	49.40	168,048	50.60	332,115	114.3
愛知県 (平成21年)	3,726,463	50.26	3,687,635	49.74	7,414,098	_

資料: あいちの人口(愛知県県民生活部)

# (2) 人口構成

当医療圏の平成 21 年 10 月 1 日現在の人口を年齢 3 区分でみると、年少人口は 50,390 人(構成比 15.2%)、生産年齢人口は 210,369 人(構成比 (63.5%)、老年人口は 70,387 人(構成比 21.3%)となっており、本県の構成比(年少人口 14.6%、生産年齢人口 65.6%、老年人口 19.8%)と比較してみると、年少人口は 0.6 ポイント、老年人口は 1.5 ポイントそれぞれ高く、生産年齢人口は 2.1 ポイント低くなっています。

また、構成割合の推移をみると年少人口は低下傾向、老年人口は増加傾向にあり、人口の高齢化が進んでいることがわかります。(表 1-3-2)

表1-3-2 人口(年齢3区分別)構成割合の推移

(各年10月1日現在)

	(1) - 2/4 - 1/2										
		年少人		生産年齢	<b>冷人口</b>	老年月					
	医療圏	(0歳から	14歳)	(15歳から	564歳)	(65歳以	以上)	不詳			
	総人口	人数	割合	人数	割合	人数	割	人口			
	(1)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	合				
	(人)		(70)		(70)		(%)	(人)			
							` ′				
昭和60年	290,603	67,041	23.1	199,401	68.6	24,131	8.3	30			
平成 2年	299,772	54,264	18.1	216,240	72.1	29,223	9.7	45			
平成 7年	313,748	49,868	15.9	227,223	72.4	36,567	11.7	90			
平成12年	323,357	50,240	15.6	226,713	70.1	46,286	14.3	118			
平成17年	328,605	50,682	15.5	218,587	66.7	58,366	17.8	970			
平成21年	332,115	50,390	15.2	210,369	63.5	70,387	21.3	969			
愛知県	7 414 000	1,078,196	116	1 927 669	65.6	1 462 691	19.8	25 552			
(平成21年)	7,414,098	1,078,190	14.6	4,837,668	65.6	1,462,681	19.8	35,553			

資料:あいちの人口(愛知県県民生活部)

注 :年少人口割合=年少人口/総人口×100、生産年齢人口割合=生産年齢人口/総人口×100、 老年人口割合=老年人口/総人口×100

#### (3) 出生

当医療圏の平成20年度の出生数は、3,046人(男1,490人、女1,556人)、出生率(人口千人対)は9.2で、平成16年と比較すると 0.7ポイント以上の減となっています。なお、全県と比較すると、昭和60年は2ポイント近く低い状況でしたが、平成20年には、0.7ポイント低くなっています。 (表1-3-3)

表1-3-3 出生の推移

	= 7	当 医	療		愛	矢	<del>;</del> П	県		
	男	女	計	出生率	男	女	計	出生率		
	(人)	(人)	(人)	山土平	(人)	(人)	(人)	山土平		
昭和60年	1,580	1,578	3,158	10.9	41,121	39,065	80,186	12.5		
平成 2年	1,461	1,409	2,870	9.6	36,367	34,575	70,942	10.7		
平成 7年	1,708	1,576	3,284	10.5	36,820	35,079	71,899	10.6		
平成17年	1,517	1,515	3,032	9.2	34,323	32,786	67,109	9.3		
平成16年	1,711	1,553	3,264	9.9	36,148	34,269	70,417	10.0		
平成20年	1,490	1,556	3,046	9.2	36,525	34,501	71,026	9.9		

資料:愛知県衛生年報(愛知県健康福祉部)

注:出生率=出生数/人口×1000 (人口は各年10月1日現在)

# (4) 死亡

当医療圏の平成 20 年度の死亡数は 2,644 人(男 1,449 人、女 1,195 人)、死亡率(人口千人対)は 8.0 と全県より 0.2 ポイント高くなっており、近年の推移も全県と同様に微増傾向となっています。(表 1-3-4)

平成 20 年の主要死因をみると、総死亡数の 55.8%を悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の 3 大疾病が占めている傾向は続いていますが、悪性新生物による死亡の割合は、平成 12 年は 28.6%であったものが、平成 20 年には 31.0%と伸びています。

(表 1-3-5)

表1-3-4 死亡の推移

	= 7	当 医	療	£	愛	矢	П	県
	男	女	丰	死亡率	男	女	計	死亡率
	(人)	(人)	(人)	<b>死し</b> 争	(人)	(人)	(人)	ルレギ
昭和60年	834	697	1,531	5.3	18,151	15,206	33,357	5.2
平成 2年	919	801	1,720	5.7	20,282	17,153	37,435	5.7
平成 7年	1,091	965	2,056	6.6	23,594	19,350	42,944	6.3
平成12年	1,128	962	2,090	6.5	25,180	20,630	45,810	6.5
平成17年	1,406	1,157	2,563	780	28,576	23,966	52,542	7.2
平成20年	1,449	1,195	2,644	8.0	30,641	25,397	56,038	7.8

資料:愛知県衛生年報(愛知県健康福祉部)

注 : 死亡率=死亡数/人口×1000 (人口は各年10月1日現在)

表1-3-5 主要死因別死亡数等の推移

1(1	1 3 3 .		177. 177.		- 1E D		77.	+17年		平成20年			
			平片	戊12年			平月	成17年	1		平)	以20平	
死	因	順	死亡数	死亡率	割合	順	死亡数	死亡率	割合	順	死亡数	死亡率	割 合
		位	(人)	1	(%)	位	(人)	1	(%)	位	(人)	, L	(%)
総	数		2,090	646.3	100.0		2,563	779.8	100.0		2,644	797.5	100.0
悪性	新生物	1	599	185.2	28.6	1	853	259.5	33.3	1	820	247.3	31.0
脳血	管疾患	3	298	92.2	14.3	3	305	92.8	11.9	3	281	84.7	10.6
心	疾 患	2	345	106.7	16.5	2	384	116.5	16.6	2	374	112.6	14.2
肺炎	を及び	4	101	5.0	0.7	4	242	72.0	10.5	4	271	01.6	10.2
気 管	章 支 炎	4	181	56.0	8.7	4	243	72.8	10.5	4	271	81.6	10.3
不慮	の事故	5	115	35.6	5.5	5	106	31.9	4.6	5	83	2.5	3.1
老	衰	8	29	9.0	1.4	7	50	15.2	2.2	6	77	2.3	2.9
自	殺	6	72	22.3	3.4	6	52	15.8	2.3	7	67	2.0	2.5
肝	疾 患	9	23	7.1	1.1	9	29	8.8	1.3	9	31	9.3	1.2
腎	不 全	7	43	13.3	2.1	8	34	10.3	1.5	8	40	12.1	1.5
高血	圧性疾患	10	15	4.6	0.7	10	10	3.0	0.4	10	12	0.5	0.5
そ	の他	_	370	1	17.7	_	398	l	17.2	_	588	-	22.2

資料:愛知県衛生年報(愛知県健康福祉部)

注 : 死亡率=死亡数/人口×1000×100 (人口は各年10月1日現在)

# 第4節 保健・医療施設

当医療圏には、保健・医療施設として、病院 11、診療所 202、歯科診療所 134、助産所 1 及び薬局 119 施設が設置されており、それ以外に津島市内に保健所 1、各市町村に保健センター等が 5 12 設置されています。 (表 1-4-1)

表1-4-1 保健・医療施設設置状況

(平成21年4月1日現在)

			病院	診療所	歯 科診療所	助産所	薬  局	保健所(再掲)	市町村保健 センター等 (再掲)
津	島	市	4	49	37		36	1	1
愛	西	市		40	22		19		2
弥	富	市	2	25	19		16		2
七	宝	目	1	13	7		4		1
美	和	町		15	11	1	6		<b>※</b> 1
甚	目 寺	町	2	19	12		16		1
大	治	町		12	8		6		2
蟹	江	町	2	24	16		13		1
飛	島	村		5	2		3		1
	計		11	202	134	1	119	1	12

資料:愛知県衛生年報(愛知県健康福祉部)

注1:愛西市-平成17年4月1日、佐屋町、立田村、八開村、佐織町が合併

注2:弥富市-平成18年4月1日、弥富町と十四山村が合併により弥富市となる。

注3:市町村保健センター等には、保健センターの他類似施設(※印)を含む。

注4:診療所には保健所及び市町村保健センター等の数を含む。

# 第1節 がん対策

#### 【基本計画】

- 「愛知県がん対策推進計画」及び「健康日本21あいち計画」の目標達成に向け、がん予防 のため、生活習慣改善を推進します。
- がん治療に関する情報提供に努め、良質な医療の提供ができるよう医療機関の連携を進めます。
- 地域連携クリティカルパスの整備に努めます。

#### 【現状と課題】

## 現 状

## 1 がんの患者数等

- 当医療圏内の悪性新生物による死亡数は平成17年が853人、平成18年は771人、平成19年は762人、平成20年は820人です。平成20年は総死亡の31.0%を占めています。(表1-3-5)
- 5大がんの標準化死亡比及び超過死亡数(平成15年~19年の5年間)は図2-1-①、表2-1-1のとおりです。
- 平成17年地域がん登録によると肺がんは、検診発見時に遠隔転移のあったものが、33.1%と多く、5年生存率も30.5%(1990-1994)と低くなっています。
- 圏域内の市町村が行う平成20年度のがん検 診の受診率は表2-1-2のとおりで、胃がん、肺 がん、大腸がんが県平均と比較して低くなっ ています。

#### 2 医療提供体制

- 厚生連海南病院は、「地域がん診療連携拠点 病院」としてがん医療を提供している拠点病院 です。
- 津島市民病院は、5大がん(胃、大腸、乳腺、 肺、子宮)の中では、胃、大腸、乳腺の部位 で1年間の手術件数が10件以上となっていま す。(愛知県医療機能情報公表システム(平成 22年度調査))
- 手術症例数が比較的少ない肝臓、胆道、膵臓等の専門的手術機能については機能が不足している傾向にあります。(表2-1-3)(愛知県医療機能情報公表システム(平成22年度調査))

## 課 題

- 5 大がんの部位別の標準化死亡比は、女 性の乳がんを除き、全て高くなっています。
- 超過死亡数からみると、肺がんは、男性 105.3、女性 32.7 と高く、肺がん対策への 優先的な取組が望まれます。
- 肺がん予防としてたばこ対策の一層の推 進が望まれます。
- がんの早期発見のため、検診受診率の向上が必要です。

○ 手術症例数が比較的少ない専門的手術機能については、機能を有する医療機関との連携を更に図る必要があります。

- がん患者の受療動向では、自地域患者率 55.4%であり、名古屋医療圏への依存がみられ ます。(表2-1-4)(平成21年度患者一日実態調 香)
- 外来における化学療法実施病院数は、3病院 です。(愛知県医療機能情報公表システム(平 成22年度調査)
- 地域がん登録事業に登録があった医療機関は、平成19年12月31日現在悪性新生物患者届出協力機関として2病院、1診療所です。また地域がん登録における5大がんの罹患数は表2-1-5のとおりです。(「愛知県のがん登録」報告書(平成21年6月発行)
- 院内がん登録を行っているのは<u>厚生連</u>海南 病院1か所です。(平成21年保健所調査)
- 3 緩和ケア等
- 緩和ケア病棟を有する医療機関は津島市民 病院、厚生連海南病院があります。(国立がん 研究センターがん対策情報センター調べ) 緩和ケアのための在宅医療に対応している病 院は1か所、在宅末期医療総合診療を行ってい る診療所は16か所あります。(愛知県医療機能 情報公表システム(平成22年度調査))
- 4 医療連携体制
- 急性期治療病院、地域がん診療連携拠点病院、都道府県がん診療連携拠点病院は、相互の連携により専門的医療を提供しています。
- 地域連携クリティカルパスを使用している 病院はありません(平成21年度医療実態調査) が、厚生連海南病院では、がんの地域連携ク リティカルパスの導入に向けて検討を進めて います。
- 退院後は治療を受けた病院へ引き続き通院 する人は80.6%です。(平成21年度医療実態調 査)(表2-1-6)

○ がん登録事業の推進を図る必要があります。

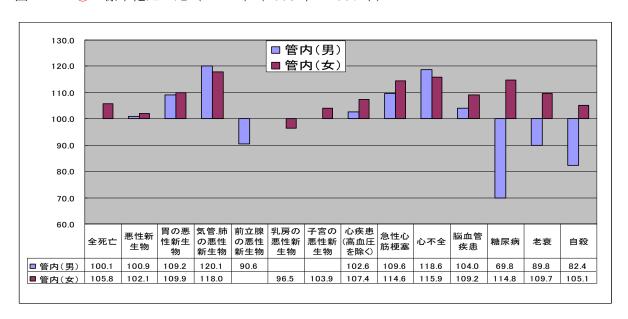
○ がん患者の増加とともに緩和ケアの需要は高まると予想されます。身近なところで緩和ケアが受けられるようにしていく必要があります。

○ 地域連携のクリティカルパスを早急に整備していく必要があります。

#### 【今後の方策】

- がん検診受診率の向上、保健指導の充実、メタボリックシンドローム対策、喫煙対策など生活習慣 改善の支援を行います。
- がんの診断から治療、終末期まで、適切な医療が提供できるよう連携体制の充実を図ります。

# 図 2-1-① 標準化死亡比 (SMR) (2003 年~2007 年)



資料:愛知県衛生研究所調査

表2-1-1 がんの標準化死亡比・超過死亡数 (平成15年~19年の5年間)

<b>天皇 11 77 7</b>	10 42 WY	10,000		X (   //X10	10   420   [H])					
		男	}		女					
	死亡数	期待死亡数	標準化 死亡比	超過死亡数	死亡数	期待死亡数	標準化 死亡比	超過死亡数		
胃がん	420人	384.7人	109. 2	35. 3人	209人	190.1人	109.9	18.9人		
肺がん	630	524.7	120. 1	105. 3	214	181. 3	118.0	32. 7		
大腸がん	269	262. 8	102. 4	6. 2	214	202. 0	105. 9	12. 0		
乳がん		_	_	_	125	129. 6	96. 5	-4. 6		
子宮がん	_	_	_	_	65	62. 5	103. 9	2. 4		
参考: 愛知県肺がん	11, 665	11307.8	103. 2	357. 2	4077	3967. 3	102.8	109. 7		

資料:愛知県衛生研究所

(注)超過死亡数=実死亡数—期待死亡数

表2-1-2 がん検診受診率 (20年度)

(%)

	胃がん	肺がん	大腸がん	乳がん	子宮がん
圏域	14.1(14.3)	15.8(17.4)	15.9(17.5)	18.4(17.8)	15.6(14.6)
県平均	19.7	35.1	29.4	13.2	11.8

資料:愛知県 平成19年度各がん検診の結果報告

(注)( )は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価のあり方について」(平成20年3月)で示された「推計対象者数」を用いて算出した受診率

表2-1-3 手術症例の少ない機能等

手術症例の少ない機能	舌	咽頭	甲狀腺	食道	胆道	膵臓	卵巣	骨髓夠值
厚生連海南病院 (地域がん診療連携拠点病院)	0		0		0	0	0	
津島市民病院		0	0	0	0	0	0	

資料:愛知県医療機能情報公表システム(平成22年度調査)

該当する部位の年間手術件数が1から9件の場合を○、10件以上の場合を◎としています

	医療圏																	
名古屋	海 部	尾	張	尾	張	尾	張	尾	張	知	多	西三河	西三河	西三河	東三河	東三河	計	自地域
		中	部	東	部	西	部	北	部	半	島	北 部	南部①	南部②	北 部	南部		患者率%
130	180		1		4		6		3				1				325	55. 4

表2-1-5 がんの罹患数(平成17年)

(人)

	胃がん	肺がん*	大腸がん*	乳がん*	子宮がん*
男性	146	156	133		_
女性	68	76	87	109	53

資料:「愛知県のがん登録」報告書(平成21年6月発行) (注)\*は上皮内がんを含む

表2-1-6 がん患者の退院後の状況 (3病院)

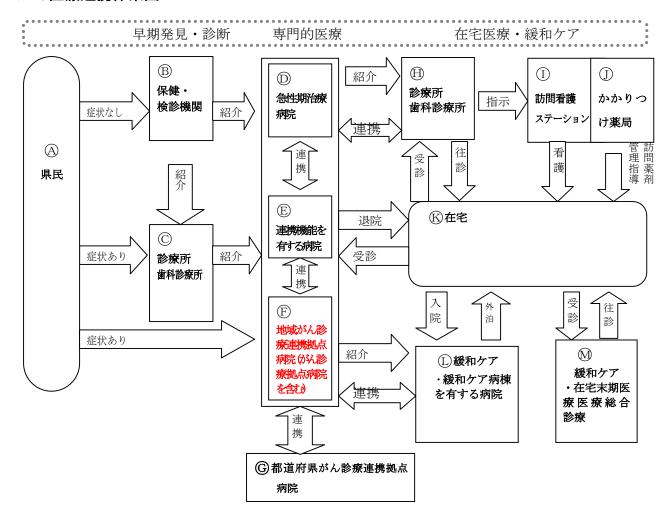
居	宅	他院入院	死亡	計	
自院通院	他院通院	TEMPLY (MI	<i>7</i> 11	μΙ	
54	0	8	10	72 (人)	
75.0	0	11.1	13.9	100.0 (%)	

資料:平成21年度医療実態調査

(注)平成21年9月中の総患者退院数が400人以上の施設については平成21年9月1日から7日まで、400人未満の施設については平成21年9月1日から14日までの期間に退院した患者の退院後の状況について調査

集計数は、総患者数退院数が400人以上の施設については、期間中の退院患者の数の倍数

# がん医療連携体系図



#### <がん医療連携体系図の説明>

#### ④県民(健康日本21あいち計画:県民自らの取組)

- ・緑黄色野菜をしつかり食べ、適度な運動を心がけ、規則正しい生活を送ります。
- ・たばこを吸わないようにし、受動喫煙の防止にも気をつけます。
- ・がん検診を定期的に受けます。

## B保健・検診機関

- ・がんについての健康教育を行います。
- ・市町村保健センターが窓口でがん検診を行っています。

## ◎診療所·歯科診療所

- ・がん検診を行っている所もあります。
- ・必要に応じ専門的医療を行っている病院に紹介します。

#### **⑩急性期治療病院**

・5大がん(胃、大腸、乳腺、肺、子宮)のいずれかの手術件数が年間10件以上の病院です。

#### €連携機能を有する病院

・がん診療連携拠点病院以外のがん専門病院をいい、5大がん(胃、大腸、乳腺、肺、子宮)の1年間の 手術件数が150件以上の病院です。

## ⑤地域がん診療連携拠点病院(がん診療拠点病院を含む)

- ・地域がん診療拠点病院は厚生労働大臣が指定したがん診療の拠点となる病院です。
- ・がん診療拠点病院は、本県のがん医療の充実強化を図るため、厚生労働大臣が指定する病院以外 で、国の指定要件を満たす高度ながん医療を提供する病院を愛知県独自に指定した病院です。
- ・がん診療連携拠点病院は、相談支援センターが設置され、がん治療、療養生活、セカンドオピニオンができる医師の紹介などのがんの医療に関する様々な質問や相談に応じます。

#### ⑪診療所・歯科診療所

- ・病院での治療終了後、在宅での治療、経過観察を行います。
- ・必要に応じ往診診療を行います。

#### ①訪問看護ステーション

・看護師等が主治医の指示を受けて、医療的な処置や看護ケアにより療養生活を支援します。

#### ①かかりつけ薬局

・主治医の指示により服薬指導や麻薬の管理などを行います。

#### ①緩和ケア(ケア病棟)

・必要に応じ緩和ケア病棟を有する医療機関への入院により緩和ケアが実施されます。

#### ₩ 在宅末期医療総合診療(別表)

・緩和ケアのための在宅医療に対応している診療所です。

※ がん医療を担う具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

# 第2節 脳卒中対策

# 【基本計画】

- 「健康日本21あいち計画」の目標達成に向け、脳卒中の予防のための生活習慣の改善を 推進します。
- 脳血管疾患については、診断から急性期治療、リハビリテーションに至る治療体制の充実 を図ります。
- 循環器疾患の医療機能の充実と生活習慣の改善を支援することにより、脳血管疾患による 死亡の減少を図ります。

## 【現状と課題】

# 現状

## 1 脳血管疾患の患者数等

- 脳血管疾患による死亡数は平成17年304人、平成18年281人、平成19年273人、平成20年281人です。平成20年は総死亡数の10.6%を占めています。
- 脳血管疾患の標準化死亡比(平成15~19年の5年間) は表2-2-1のとおりで、特に脳内出血による標準化死亡比が高くなっています。

#### 2 医療提供体制

- 脳血管領域における治療病院は、津島市民病院、高度救命救急医療機関は厚生連海南病院です。(平成21年度医療実態調査)
- 脳血管領域における医療の実績については表 2-2-2のとおりです。(愛知県医療機能情報公表 システム(平成22年度調査))

#### 3 医療連携体制

- 脳卒中の地域連携クリティカルパスを使用しているのは、偕行会リハビリテーション病院、 尾張温泉リハビリかにえ病院の2か所です。(平成21年度医療実態調査)
- 退院後は治療を受けた病院へ引き続き通院する人は62.1%です。表2-2-3(平成21年度医療実態調査)

# 4 医学的リハビリテーション

- 平成22年6月1日現在、回復期リハビリテーション病床を有する医療機関は5か所あります。
- 脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院は、7か所あります。(愛知県医療機能情報公表システム(平成22年度調査))

## 課 題

○ 脳血管疾患の標準化死亡比が高いことから、メタボリックシンドローム対策 (内臓脂肪症候群)、喫煙対策などの生活 習慣改善支援が必要です。

- 当医療圏における地域連携のクリティカルパスを更に整備していく必要があります。
- 退院後も身近な地域においてリハビリテーションが受けられるよう病病、病診 連携を推進することが必要です。

# 【今後の方策】

- 「健康日本21あいち計画地域推進事業」における研修や会議等により、目標が達成できる よう引き続き生活習慣病対策を進めていきます。
- 急性期医療からリハビリテーションまでの治療体制の整備を進めていきます。
- 健診受診率の向上、健診後の保健指導の充実、メタボリックシンドローム対策、喫煙対策など生活 習慣改善の支援を行います。

表2-2-1 脳血管疾患の標準化死亡比(平成15~19年の5年間)

	脳血管疾患(全体)	くも膜下出血	脳内出血	脳梗塞
男性	104.0	82.9	142.0	88.8
女性	109.2	107.9	161.0	90.8

資料 愛知県衛生研究所

表2-2-2 脳血管疾患医療の状況

頭蓋内血腫除去術	脳動脈瘤根治術	脳血管内手術
2 病院( <mark>34</mark> 件)	2病院( <mark>69</mark> 件)	2病院(104件)

資料:愛知県医療機能情報公表システム(平成22年度調査)

表 2-2-3 脳卒中患者の退院後の状況 (3 病院)

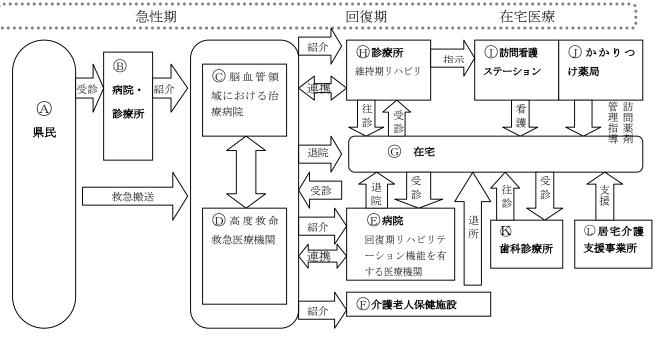
	居宅		他院入院	他施設	死亡	不明	計			
通院不要	自院通院	他院通院	TEMENT CAR	入所	7.1.	.1.01	μΙ			
_	41	6	5	1	10	4	66 (人)			
_	62.1	9.1	7.6	_	13.9	6.1	100.0 (%)			

資料 平成21年度医療実態調査

(注) 平成21年9月中の総患者退院数が400人以上の施設については平成21年9月1日から7日まで、 400人未満の施設については平成21年9月1日から14日までの期間に退院した患者の退院後の 状況について調査

集計数は、総患者退院数が400人以上の施設については、期間中の退院患者の数の倍数

# 脳卒中医療連携体系図



#### <脳卒中医療連携体系図の説明>

#### △県民(健康日本 21 あいち計画:県民自らの取組)

- ・お酒を飲む時は、節度ある適度な飲酒に心がけます。
- ・食塩や脂肪の摂りすぎに注意し、運動習慣を身につけます。
- ・健康な食生活に関する知識を身につけます。
- ・定期的に健康診断を受け、健康管理に役立てます。

#### ◎病院・診療所

軽症の場合は診療所を受診することもあります。

#### ◎脳血管領域における治療病院

・頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤頚部クリッピング(脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭)含む)ま たは脳血管内手術を実施している病院です。

#### ①高度救命救急医療機関

・救急対応専門医師数7名以上(7人未満の場合は時間外対応医師(病院全体・当直)が4名以上)かつ脳神経外科医師と神経内科医師の両方が在籍する病院です。

#### ⑥病院(回復期リハビリ)

- ・県民は、回復期リハビリテーション機能をもつ医療機関で、身体機能の早期改善のための集中的なリハビ リテーションを受けます。
- ・「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」とは、回復期リハビリテーション病棟の届出を行い、 脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院です。

#### **⑥介護老人保健施設**

・要介護に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他 の必要な医療を行う時に、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。

#### ⊕診療所

・県民は、リハビリテーション科や、整形外科等を標榜している診療所において維持期のリハビリテーションを受けます。

#### ①訪問看護ステーション

• 主治医の指示を受け、訪問看護を行います。

## ◎かかりつけ薬局

主治医の指示により訪問服薬指導等を行っています。

#### **⑥歯科診療所**

- 必要に応じ居宅や介護老人保健施設、病院へ往診診療を行います。
- ・ 嚥下障害、誤嚥性肺炎の予防のため口腔ケア・摂食嚥下障害のリハビリ等も行います。

#### ①居宅介護支援事業所

在宅生活の支援を行います。

脳卒中医療を担う具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

# 第3節 急性心筋梗塞対策

#### 【基本計画】

- ○「健康日本21あいち計画」の達成に向け、急性心筋梗塞の予防のための生活習慣の改善支援を推進します。
- 心疾患については、診断から急性期治療、リハビリテーションに至る治療体制の充実を図ります。
- 心疾患による死亡者数等の減少を図るため、医療機能の充実と生活習慣の改善を支援します。

## 【現状と課題】

## 現 状

#### 1 心疾患の患者数等

- 心疾患による死亡数は平成12年345人、平成 17年408人、平成18年403人、平成19年366人、 平成20年374人です。平成20年は総死亡の 15.0%を占めています。
- 心疾患の標準化死亡比(平成15年~19年の5 間)は表2-3-1のとおりで、男女とも高く、特 に心不全が高くなっています。

#### 2 医療提供体制

- 心臓血管外科を標榜している病院は厚生連 海南病院1か所です。(愛知県医療機能情報公表 システム(平成22年度調査)
- 平成 21 年度患者一日実態調査による 6 月 1 か月間の医療圏完結率は、経皮的冠動脈形成 術では 14.3% (28 件のうち 4 件)、心臓外科手 術は 26.1% (23 件のうち 6 件)で、名古屋医療 圏への流出患者率が大きくなっています。一 方、圏域への流入患者率は、心臓外科手術が 45.5% (11 件のうち 5 件)です。

# 3 医療連携体制

- 循環器系領域における治療病院は(<mark>愛知県</mark> 医療機能情報公表システム(平成 22 年度調 査)によると、津島市民病院、厚生連海南の 2 病院です。(表 2-3-2)
- 心疾患の地域連携クリティカルパスを導入している医療機関はありません。
- 厚生連海南病院では、心疾患の地域連携クリティカルパスの導入に向けて検討を進めています。

## 課 題

○ メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) は、心疾患の基礎疾患であることが多いため、特定健診等の健診を促し、早期のリスク発見を促す必要があります。

○ 心疾患のハイリスク者に健診後の受診 勧奨と適切な生活習慣改善指導ができる よう 医療機関および市町村、事業所等と 連携して共通理解のもと、地域における 治療と予防の連携システムを構築してい く必要があります。

○ 当医療圏における地域連携のクリティカルパスを早急に整備していく必要があります。

## 4 医療的リハビリテーション

- 「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」とは、回復期リハビリテーション病棟の届出を行い、心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院であり、当医療圏にはありません。(愛知県医療機能情報公表システム(平成22年度調査)
- 心疾患の診断から急性期治療、リハビ リテーションに至る治療体制の充実を図 る必要があります。

# 【今後の方策】

- 「健康日本21あいち計画地域推進事業」における研修や会議等により、目標が達成できるよう引き続き生活習慣病対策を進めていきます。
- 急性期医療からリハビリテーションまでの治療体制の整備を進めていきます。
- 健診受診率の向上、健診後の保健指導の充実、メタボリックシンドローム対策、喫煙対策など生活 習慣改善の支援を行います。

表2-3-1 心疾患の標準化死亡比(平成15年~19年の5年間)

7 t	· ///		
	心疾患(全体)	急性心筋梗塞	心不全
男	102.6	109. 6	118.6
女	107. 4	114. 6	115. 9

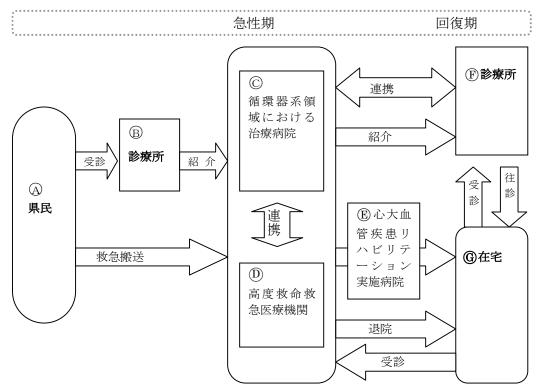
愛知県衛生研究所

表2-3-2 心疾患医療の状況

心臓カテーテル法による	冠動脈バイパス術	経皮的冠動脈形成術	経皮的危動脈血栓	経皮的冠動脈ステント
諸検査		(PTCA)	吸引術	留置術
2 病院	1病院( <mark>39</mark> 件)	2病院( <mark>31</mark> 件)	1病院(3件)	2病院( <mark>305</mark> 件)

資料:愛知県医療機能情報公表システム (平成 22 年度調査)

# 急性心筋梗塞医療連携体系図



## 〈急性心筋梗塞医療連携体系図の説明〉

# **の県民**(健康日本 21 あいち計画:県民自らの取組)

- お酒を飲む時は、節度ある適度な飲酒に心がけます。
- 食塩や脂肪の摂りすぎに注意し、運動習慣を身につけます。
- 健康な食生活に関する知識を身につけます。
- 定期的な健康診断を受け、健康管理に役立てます。

# ₿診療所

軽症の場合は診療所を受診することもあります。

# ◎循環器系領域における治療病院

・ 経皮的冠動脈ステント留置術または経皮的冠動脈形成術 (PTCA) を実施している病院です。

# D高度救命救急医療機関

・ 救急対応専門医師数7名以上(7人未満の場合は時間外対応医師(病院全体・当直)が4 名以上)かつ循環器科医師と心臓血管外科医師の両方が在籍する病院です。

## 凸心大血管疾患リハビリテーション実施病院

• 回復期リハビリテーション病棟の届出を行い、心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院です。

# D診療所

• 必要に応じて往診診療を行います。

※ 急性心筋梗塞医療を担う具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

# 第4節 糖尿病対策

## 【基本計画】

- 「健康日本21あいち計画」の達成に向け、糖尿病予防のための生活習慣の改善を推進 します。
- 糖尿病患者や糖尿病ハイリスク者に適切な生活習慣及び治療が継続できるよう、病院・ 診療所・保健所・市町村・事業所などの関係機関の連携を強化し、医療提供体制の整備に 努めます。
- 治療中断者や未治療者に対する糖尿病の知識普及や啓発を推進します。

## 【現状と課題】

#### 現状

# 1 糖尿病の患者数等

- 平成 19 年に行われた国民健康・栄養調査 結果によると全国で「糖尿病が強く疑われる 人」が約 890 万人、「糖尿病の可能性が否定 できない人」が約 1,320 万人と推計され、平 成 14 年に実施された糖尿病実態調査時に比 べてこれらの合計は約 1.3 倍になる等増加傾 向にあります。
- また、「糖尿病が強く疑われる人」の治療 状況については、「ほとんど治療を受けたこ とがない」と回答した人が全体の約4割と報 告されています。
- 平成 21 年 9 月に糖尿病の教育入院をしている当医療圏の患者数は、病院では 34 人、診療所では 18 人です。(平成 21 年度患者一日実態調査)

## 2 医療供給体制

- 食事療法、運動療法、自己血糖測定の糖尿 病患者教育を実施している医療機関は 15 施 設あります。(愛知県医療機能情報公表シス テム(平成 22 年度調査))
- 糖尿病専門医や内分泌代謝科専門医がい る病院は津島市民病院、あま市民病院、厚生 連海南病院、尾張温泉リハビリかにえ病院の 4 か所です。(愛知県医療機能情報公表シス テム(平成 22 年度調査))
- 人工透析を行っている診療所は4か所、病 院は1か所あります。(平成19年度医療実態 調査)

#### 課 題

- 糖尿病の進行や合併症を予防するためには、初期・境界型の患者教育の充実が必要と 考えられ、保健医療機関が連携してこの役割 を担っていくことが求められます。
- メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群) は、糖尿病等の基礎病態であることが多いため、特定健診等の受診を促し、早期のリスク発見を促す必要があります。
- 糖尿病ハイリスク者に健診後の受診勧奨 と適切な生活習慣改善指導や医療の提供が できるよう 医療機関の情報および市町村、 事業所等で行われている健診・保健指導の情 報を関係者で共通理解し、地域における治療 と予防の連携システムを構築していく必要 があります。

○ 糖尿病対策では医療の連携が重要であり、 地域において病院、診療所、歯科診療所がそ れぞれの機能を生かした役割分担を行い、病 診連携及び病病連携を推進する必要があり ます。

## 3 医療連携体制

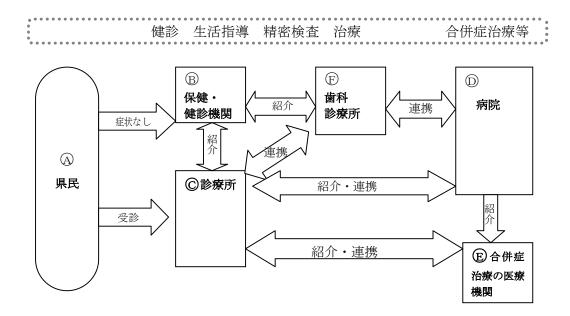
- 診療所等は必要に応じ、教育入院を行って いる病院を紹介しています。
- 平成 21 年度患者一日実態調査によると、 糖尿病の教育入院を実施している病院は 5 施 設あり、平成 21 年 9 月の教育入院患者数は 28 人です。そのうち、患者の住所が当医療圏 域外にある患者は 3 人であり、流入患者率は 10.7%です。一方、当医療圏域外の医療機関 に入院した患者数は 9 人であり、流出患者率 は 26.5%です。
- 糖尿病の地域連携クリティカルパスを使用しているのは津島市民病院1か所です。また、厚生連海南病院では、糖尿病の地域連携クリティカルパスの導入を目指しています。 (平成21年度医療実態調査)

○ 糖尿病の地域連携クリティカルパスを早 急に整備していく必要があります。

#### 【今後の方策】

- 「健康日本21あいち計画地域推進事業」における研修や会議等により、目標が達成できるよう引き続き生活習慣病対策を進めていきます。
- 糖尿病患者が適切な生活習慣及び治療が継続できるよう、病院、診療所、歯科診療所、保健機関、事業所等の連携を図り、糖尿病初期教育、治療中断者への対応、腎症や網膜症などの合併症治療等、糖尿病の各段階に合わせた適切な医療体制の構築を検討していきます。

# 糖尿病医療連携体系図



## <糖尿病医療連携体系図の説明>

#### ◎県民(健康日本 21 あいち計画:県民自らの取組)

- ・ 生活習慣(食生活、運動)に気をつけ、健康な生活を送るようにします。メタボリックシンドローム を予防します。
- 糖尿病について正しい知識を持ちます。
- 定期的に健診を受け、早期発見、必要に応じ生活習慣の改善に努めます。

#### **B保健・健診機関**

- 医療保険者による特定健康診査や職場で定期事業主健診を行います。
- ・ 糖尿病について情報提供や糖尿病教室など健康教育を行います。
- ・ 必要な場合は医療機関へ紹介します。

#### ◎診療所

- 糖尿病について精密検査を行います。
- ・ 定期的な受療において、日常の血糖管理の状態を把握し、重症化や合併症の予防を促します。
- ・ 食事療法、運動療法、自己血糖測定の糖尿病患者教育を実施している診療所もあります。
- 必要に応じ、病院を紹介します。糖尿病教室など生活習慣の改善指導のため保健センターを紹介することもあります。

#### ◎病院

• 血統コントロールに関する教育入院や合併症治療等を行います。

## ②合併症治療の医療機関

人工透析を行っている診療所があります。

#### **®歯科診療所**

・ 糖尿病と歯周病の関係を踏まえ、連携を図ります。

# 第1節 救急医療対策

#### 【基本計画】

- 第1次救急医療においては、外科及び歯科の平日夜間の診療体制について検討します。
- 救命救急センターを設置できるよう検討します。
- 救急搬送等における救急医療情報システムのより効率的な活用を図ります。
- 救急搬送における応急手当の救命効果等について、住民への知識普及を推進します。
- 地域医療再生計画の着実な推進を図ります。

#### 【現状と課題】

## 現状

#### 1 第1次救急医療体制

- 内科の休日及び平日夜間における救急医療体制は、海部地区急病診療所で、内科の休日のみについては、津島地区休日急病診療所で、外科については、在宅当番制で対応しています。(表3-1-1)
- 病院の時間外における受診患者のうち、入院 患者は 10.9%であり、残り 89.1%の患者は入院 を必要としない比較的軽症の患者と考えられま す。(表 3-1-2)
- 歯科の休日における救急医療体制は、海部地 区は海部地区急病診療所、津島地区は在宅当番 制で対応しています。

## 2 第2次救急医療体制

- 当医療圏には、救急告示病院が3施設、救急 告示診療所が2施設あります。
- 当医療圏は、2次医療圏と一致する海部広域2 次救急医療圏(救急患者の受け入れ体制が確保 できる区域)が設定されており、病院群輪番制 方式(津島市民病院、厚生連海南病院の公的2 病院)で重症患者の受入れを行っていますが、

# 緊急性の高い救急医療に対応できる各診療部門 の専門医が充分ではありません。

○ 厚生連海南病院では、循環器科、脳神経外科、 小児科について、毎日対応し、津島市民病院で は脳神経外科、小児科について日、時間帯によ って当直又はオンコール体制で、対応していま す。(愛知県医療実態調査:平成21年度)

## 3 第3次救急医療体制

○ 「愛知県における救命救急センター設置方針」 の現状と課題によると、原則として2次医療圏 複数設置するとされていますが、現在、当医療

# 課題

- 外科における平日夜間の救急医療体制の 整備を検討する必要があります。
- 入院・外来救急医療の機能分担により、 軽症患者の病院集中を防ぎ、病院勤務医の 疲弊を防止する必要があります。
- 歯科における平日夜間救急医療体制の整備を検討する必要があります。
- 緊急性の高い心筋梗塞、脳卒中等の救急 医療に対応できる専門医の確保が必要で す。

○当医療圏においても、南西部地域における第3次救急医療体制を確保するため救命 救急センター設置の必要があります。 圏域では、隣接医療圏の救命救急センターで対応しています。

- 重篤患者は当医療圏外の救命救急センター (第一赤十字病院等) 〜搬送しています。
- 厚生連海南病院は、救命救急センター指定を 目指し施設整備を進めています。また、熱傷専 門病院として重症熱傷の受入れ施設(12床) になっています。
- 4 救急搬送体制
  - 5消防組合等に救急車 16 台が配備され、平成 20 年は 1,901 人の搬送がありました。(表 3-1-5) また、救急医療情報センターにおける平成 20 年度の案内件数は 8,244 件でした。(表 3-1-3)
  - 公立病院等の入院救急医療患者受け入れ制限により、当医療圏域の30分以内収容所要時間別搬送人員割合が悪化し、その後、幾分の改善がみられるものの、将来的にはその解消が望まれます。(表 3-1-4)
- 5 公的病院の役割等
  - 有識者会議から、東部地域においては、第一 赤十字病院とあま市民病院を中心に救急医療体 制を充実する方向が望ましく、両病院の連携を 強化する必要があり、また、南西部地域におい ては、厚生連海南病院を中心に救急体制が確立 されているが、緊急性の高い医療について複数 体制を確保する必要があり、津島市民病院との 機能強化を図る必要があると提言されていま す。
  - 地域医療再生計画では、入院・外来救急医療 について機能分担による再構築を図るための事 業が掲げられています。
- 6 プレホスピタルケア
  - 保健所、市町村及び消防署では、救急搬送に おける応急手当講習等を実施しています。
  - 当医療圏の救急救命士の数は 77 人です。(表 3-1-5)
  - 自動体外式除細動器 (AED) の使用が、救 急の現場に居合わせた一般市民にも認められた ため、圏域内でもAEDの設置が進んでいます。 また、医師会及び保健所では、講習会を実施し ています。

- 東海、東南海地震の大規模災害の場合な ど含めた、重症熱傷患者の受入対策の強化 を図る必要があります。
- 保健所及び市町村は、関係機関と連携し、 救急搬送における応急手当の救命効果等に ついて、住民への知識普及を推進する必要 があります。

○ 有識者会議で提言された救急医療体制確保のための地域医療連携や地域医療再生計画に掲げられた事業について、取り組みを進めるとともに、その成果を検証していく必要があります。

○ 自動体外式除細動器(AED)の利用等 に関する普及啓発が必要です。

## 【今後の方策】

- 救急搬送等における救急医療情報システムのより効率的な活用が図れるよう普及啓発に努めます。
- 救急救命センターの設置と重症熱傷患者受け入れ体制の整備を推進していきます。
- 海部地区急病診療所における平日夜間及び休日夜間並びに津島地区休日急病診療所における 休日診療に実施について支援します。
- 地域医療再生計画に基づき、医療連携(医師派遣、連携支援病床の整備)により当医療圏域の 救急医療体制整備の再構築について支援します。
- 関係機関と連携を図り、AEDや救急蘇生法等の応急手当の救命効果等について講習会を開催 し、住民への知識普及を行います。

表 3-1-1 第1次救急医療体制の状況

(平成 21 年 10 月現在)

地区別	医療機関名等	診療科	受付時間				
			土曜日	日曜日、祝日	平日夜間		
	津島地区休日急病診療所	内科・小児科	_	8:30~16:30	_		
津島地区	在宅当番医制	外科	13:00~21:00	9:00~21:00	_		
	在宅当番医制	歯科	_	9:00~12:00	_		
				9:00~11:30			
	海部地区急病診療所	内科・小児科	18:00~20:30	13:00~16:30	20:30~23:00		
海部地区				18:00~20:30			
	在宅当番医制	外科	13:00~21:00	9:00~21:00			
	海部地区急病診療所	歯科	_	9:00~11:30			
			_	14:00~16:30			

表 3-1-2 病院の診療時間外おける受診患者の状況(平成 19年3月 1か月間)

医安热眼	ı	時間外受診患者の	受診患者数	
医療機関		あった数		うち入院患者数
病	院	8	3,520 人	385 人(10.9%)

資料:平成19年度医療実態調査(愛知県健康福祉部)

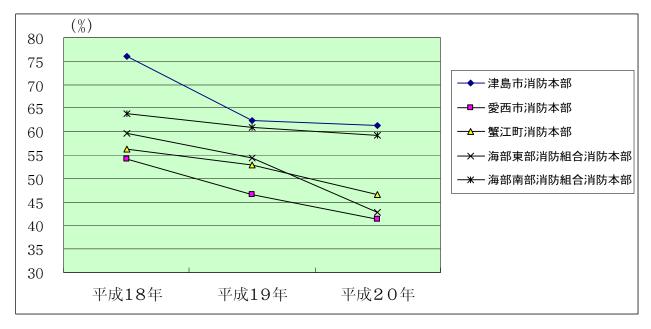
表 3-1-3 救急医療情報センターにおける案内件数

(平成 20 年度)

	人心区/// IT TK C V /	でかりる水门川外		( 1 /3/2 20 1 /2/
市町村名	住 民	医療機関	合 計	人口一万対
津 島 市	ī 2,342	247	2,589	393.2
愛西市	ī 1,350	1	1,351	206.6
弥 富 7	383	1	384	88.9
七宝町	570	1	571	246.5
美 和 町	f 657	2	659	277.0
甚 目 寺 田	丁 1,375	17	1,392	351.4
大 治 町	Ţ 950	0	950	323.4
蟹江町	J 582	0	582	157.8
飛島林	<del>†</del> 35	0	35	75.0
医 療 圏	8,244	269	8,513	256.8
愛知児	154,150	1,871	156,021	210.7

表 3-1-4 収容所要時間別搬送人員 3 0 分未満割合

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											
				平成18年		平成19年		平成20年				
消	ß	方	本	t T	祁	別	30 分未満 搬送人員	割合	30 分未満 搬送人員	割合	30 分未満 搬送人員	割合
							(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
津	島	市	消	防	本	部	1,974	76.0	1,550	62.3	1,511	61.3
愛	西	市	消	防	本	部	1,244	54.2	1,067	46.5	840	41.3
蟹	江	町	消	防	本	部	798	56.2	759	52.9	591	46.6
海部	祁東	部消	防組	l合消	当防ス	本部	2,512	59.6	2,330	54.4	1,694	42.9
海部	祁南部	部消	防組	l合消	当防ス	本部	1,415	63.8	1,353	60.9	1,294	59.2



資料:愛知県消防年報(改変引用)

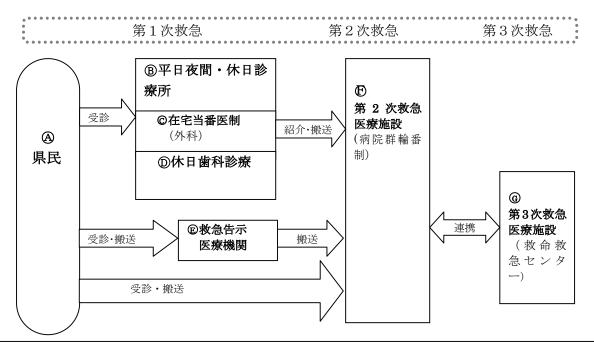
表 3-1-5 救急搬送体制等の状況

(平成 21 年 4 月現在)

	_	_	17 (10 11 11 11		.1-4 .4	V * I	_		·	( 1 /// == 1 = / 4 / 2   1 = /
	消	防	本	部	別		救急	車	救急救命士	平成 20年
	刊	IN)	<b>平</b>	디	<i>D</i> 1		(1	i)	(人)	搬送人員(人)
津	島	市	消	防	本	部	3	(3)	13	2, 465
愛	西	市	消	防	本	部	3	(3)	15	2,036
蟹	江	町	消	防	本	部	3	(3)	13	1, 267
海音	部東	部消	防組	合消	防本	部	4	(4)	21	3, 948
海音	部南	部消	防組	合消	防本	部	3	(3)	15	2, 185
合						計	16	(16)	77	11, 901

資料:保健所調査

注:救急車欄の()は高規格車の台数で内数



# <救急医療連携体系図の説明>

#### @県民

- ・心臓マッサージの方法やAEDの使い方を身につけます。
- ・愛知県救急医療情報システムでは、診療可能な医療機関の情報を電話案内やインターネットで入手できます。

## 〇平日夜間・休日診療所

・内科や小児科の休日等における救急医療体制は、海部地区急病診療所、津島地区休日急病診療所、津 島地区薬剤師会調剤薬局で対応します。

#### **②在宅当番医制**(外科)

・外科の休日における救急医療体制は、在宅当番医制で対応します。

#### **⑥休日歯科診療**

・津島地区は在宅当番医制(午前)、海部地区は海部地区急病診療所で対応します。

#### ©救急告示医療機関

・救急病院等を省令に規定する救急病院(救急診療所)として認定され、救急医療を行うことを表明している医療機関です。

## **(字第2次救急医療施設**(病院郡輪番制)

・病院群輪番制で重症患者の受入れを行っています。

#### **@第3次救急医療施設**(救命救急センター)

・脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷などの重篤患者は救命救急センターで対応しています。

※ 救急医療を担う具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

# 第2節 災害保健医療対策

#### 【基本計画】

- 災害保健医療対策における関係機関との連携の強化を図ります。
- 住民に対する救急蘇生法、災害時のトリアージの意義等の普及啓発に努めます。
- 愛知県災害時保健活動マニュアルに基づいた保健活動を展開します。

#### 【現状と課題】

# 現 状

#### 1 発災前の対策

- 市町村では市町村地域防災計画を、保健所においては災害初動活動マニュアル等を作成し、迅速かつ効果的に災害に対応できる体制を整備しています。
- 市町村では住民に対し、毎年、防災訓練を実施 し、応急手当、救急蘇生法などの講習も行ってい ます。
- 当医療圏は、平成 14 年度に地震対策強化地域 の指定を受けており、保健所では医療施設のライ フライン損壊時の対策及び施設の耐震施策に関 する指導を行っています。
- 当医療圏のすべての病院では、防災マニュアル を作成しており、年2回程度避難訓練を実施して います。
- 医師会、歯科医師会及び薬剤師会は、地方 総合防災訓練に参加しています。
- 災害拠点病院として、厚生連海南病院は平成 15年4月に、津島市民病院は平成19年3月に、 災害時の重篤救急患者の救命医療を行うための 地域災害医療センターに指定されています。
- 医療機関の被災状況を把握するため、保健 所、 消防本部及び厚生連海南病院には「愛知県広域災 害・救急医療情報システム」の端末及び災害時優 先携帯電話が、配備されています。また、医師会 及び公的3病院には愛知県医師会の無線が整備 されています。
- 市町村は、その実態に応じた災害時保健活動マニュアルの作成が求められています。
- 医師会では、災害時における派遣医療班の整備 について、検討しています。
- 市町村は、平常時から災害時における応急 給水用水源確保等応急給水体制の整備をしてい ます。
- 市町村及び保健所では、担当部課で把握している要援護者について当事者の理解と了解のもとで災害時支援のための情報の共有化を進めています。
- 保健所では、関係者に対し、災害時保健活動に 関する研修を行っています。
- 保健所では、当医療圏における感染症などへの 健康危機管理に対応するために、健康危機管理手

# 課題

- 市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、 医療関係団体、医薬品・医療機器関係団体 等の連携を深め、災害発生時における保健 医療福祉等関係機関の役割分担等を定期的 に確認することが必要です。
- 住民に対し、救急蘇生法、災害時のトリアージの意義、救急搬送体制等に関する普及啓発が必要です。

- 市町村及び保健所は、関係機関と連携を 図り、要援護者支援のため一層の体制整備 が必要です。
- 平常時から関係機関との連絡調整を図り、緊急時に備えた訓練を実施する必要があります。

引書及び個別の健康危機管理マニュアルに基づき、図上訓練等を実施しています。

- 当医療圏の愛知県防災ヘリコプターの飛行場 外離着陸場は 6 か所、緊急時ヘリポート 可能 か所は 62 か所が、市町村に指定されています。 (平成 20 年度愛知県地域防災計画)
- 2 発災時対策(発災から概ね3日間)
- 医師会及び歯科医師会は、行政機関等からの要請に応じ救護所等において、医療救護活動を行います。
- 薬剤師会は、医師会及び歯科医師会等と連携を 取り、被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医 薬品等に関する相談を行います。
- 患者の搬送は原則として、地元及び応援消防機 関が行います。
- 医薬品及び衛生材料は、「災害発生直後における医薬品等供給対応マニュアル」に基づき、原則として愛知県医薬品卸協同組合及び中部衛生材料協同組合から調達することとし、不足する場合は市町村が県に調達の要請をします。
- 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防疫・保健活動、飲料水の供給、死体の捜索・処理・ 火葬等を実施します。
- 保健所は、医療機関、避難所、救護所等の情報 収集及び関係機関との連絡調整に当たるととも に、必要な支援を行います。
- 3 発災後対策 (概ね4日目以降)
- 保健所は引き続き、市町村の情報収集に努め、 広域的な保健活動の方針、内容及び体制につい て、調整を図ります。
- 保健所は被災地の感染症発生動向調査、健康診断、防疫班の編成、感染症患者等に対する必要な措置、炊き出しの施設等における食品の衛生的取り扱い等の指導を行います。
- 保健所及び市町村は、関係機関と協力し、要援 護者への支援が適切に行われているか把握する とともに、避難者や関係者のこころのケアに努め ます。
- 市町村は道路、側溝、公園等公共施設の清掃、 家屋等の消毒、汚物堆積地帯等に対する殺虫・殺 剤の散布、飲料水の供給、避難所の防疫、臨時の 予防接種及び避難者の健康相談等を行います。

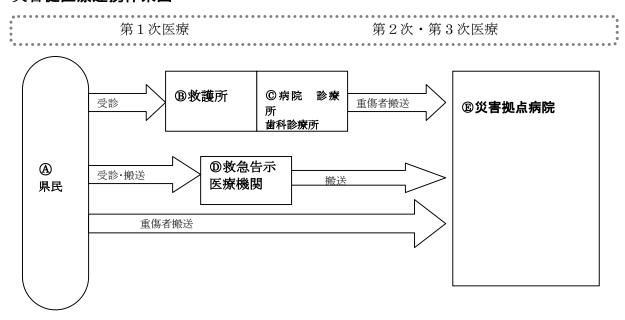
○ 災害発生時に迅速な活動を実施するため に、市町村及び保健所は関係機関との連携 を強化する必要があります。

○ 保健所及び市町村は、他地区からの応援 及び派遣の関係者が速やかに保健活動でき る体制整備が必要です。

#### 【今後の方策】

- 健康危機管理に対する対応を含めた災害保健医療対策における連携を強化するため、防災 計画、個別健康危機管理マニュアルに基づき、定期的な連絡会議及び図上訓練等を実施しま す。
- 住民に対する救急蘇生法、災害時のトリアージ等に関する理解を深めるために、普及啓発 に努めます。
- 愛知県災害時保健活動マニュアルに基づく保健活動が速やかに実施できるよう、市町村と 連携し、要援護者の情報を的確に把握するとともに支援体制の強化を図ります。

# 災害**健医療連携体系図**



# <災害保健医療連携体系図の説明>

#### 40県民

- 日頃から災害対策に非常用備品を備蓄しておく必要があります。
- 災害現場では、救命救急士等によるトリアージが行われ、救急車による搬送が行われます。

## **⑧①救護所、病院、診療所、歯科診療所**

- 軽症の場合は、身近な救護所や診療所で治療を受けます。
- 医師、歯科医師、薬剤師による医療救護班は救護所などで医療活動を行います。
- 診療可能な歯科診療所では「診療可能掲示旗」で知らせます。

# **①救急告示医療機関**

教命病院等定める省令に規定する救急病院(救急診療所)として認定され、救急医療を行うことを 表明している医療機関です。

#### **©災害拠点病院**

- ・ 重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、広域搬送機能、自己完結型の医療救護班の派遣機 能、医療資機材の貸出機能を有するものです。
- ・ 津島市民病院、厚生連海南病院にはヘリポートがあります。
  - ※ 災害保健医療を担う具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

# 第4章 周産期医療対策

## 【基本計画】

○ 周産期ネットワークの充実強化を図り、医療機関相互及び、保健、福祉機関の連携を強化します。

# 【現状と課題】

## 現 状

- 1 母子保健関係指標の状況
  - 出生数、出生率、周産期死亡率などは、表4-1 のとおりです。

## 2 医療提供体制

- 平成22年4月現在、助産所は1か所ありますが、分娩は扱っていません。
- 産科・産婦人科を標榜している診療所は7か 所あります。そのうち、分娩を扱っている診療 所は3か所、健診のみを実施している診療所は4 か所あります。
- 産婦人科を標榜している病院は3か所あり、分娩を扱っている病院は2か所です。
- NICU病床は海南病院に3床あります。
- 当医療圏で主たる診療科が産婦人科・産科の 医療施設従事医師数は13人です。(平成20年医 師・歯科医師・薬剤師調査)
- 分娩が扱えなくなっている医療機関が1か 所あります。
- 地域周産期母子医療センターは厚生連海南 病院であり、総合的な周産期医療体制の充実強 化のため、地域において妊娠、出産から新生児 に至る高度専門的な医療を効果的に提供して います。
- 総合周産期母子医療センターは、地域周産期 母子医療センターと連携を図っています。

# 課 題

- 周産期医療需要に対応して、絶えず適切な医療の提供体制を検討しておく必要があります。
- 産婦人科医師、助産師の確保が必要です。

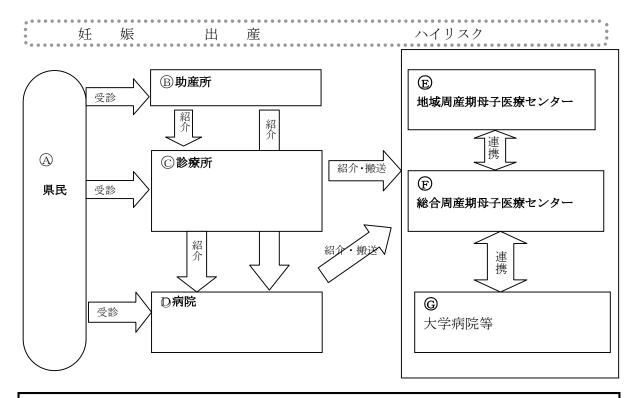
## 【今後の方策】

○ 周産期ネットワークの充実強化を図り、安心して子どもを生み育てる環境の整備を進めます。

#### 表4-1 母子保健関係指標

	平成12年	17年	19年	20年	愛知県(20年)
出生数 (人)	3,605	3,029	3,007	3,046	71,029
出生率 (人口千対)	11.1	9.2	9.1	9.2	9.9
周産期死亡率	6.1	4.9	4.0	2.9	4.4

# **周産期医療連携体系図**



# <周産期医療連携体系図の説明>

## ◎県民(健康日本 21 あいち計画:県民自らの取り組み)

- 妊娠中の喫煙、飲酒はしません。
- 妊婦はかかりつけの医師や助産師を持ちます。
- 通常、地域の診療所や病院または助産所で出産します。

#### ₿助産所

周産期相談、母乳育児相談を実施します。

## ○診療所

分娩を取り扱っている診療所と健診のみを実施している診療所があります。

#### ①病院

・ 必要に応じ、地域周産期母子医療センターに搬送します。

## ⊖地域周産期母子医療センター

・ 妊婦に主治医(助産師)のある場合で、ハイリスク分娩等緊急事態が生じた場合には、 主治医(助産師)を通じて地域の拠点病院である地域周産期母子医療センターに連絡・搬 送します。

# ・・・ <

・ 地域周産期母子医療センターと連携し、母体自体が大量出血など危険な状態になるなど の緊急事態が生じた場合には、母体胎児の集中治療室で対応します。

# G大学病院等

・ 心臓に障害のある新生児手術など、専門的な先端医療の必要な場合や専門的な療育相談や小児疾患について、**地域周産期母子医療センター**と**総合周産期母子医療センター**と連携し対応します。

※ 周産期医療を担う具体的な医療機関名は別表に記載しております。

#### 【基本計画】

- 子どもが病気になっても安心して相談、医療が受けられるよう、かかりつけ医を持つことを推 奨します。
- 保健・医療機関連携を推進し地域小児医療の供給体制の整備、充実を図ります。

## 【現状と課題】

## 現 状

## 1 小児科受診状況

- 平成 21 年 6 月 1 か月間に当医療圏の医療機関に入院している 15 歳未満の患者は 127 人で、そのうち 98 人が小児科で入院しています。(平成 21 年度患者一日実態調査)
- 平成 21 年度においては、未熟児養育医療は 63 人、自立支援医療(育成医療)は 62 人、小児 慢性特定疾患は 245 人が医療費の助成を受給者 しています。(

# 2 医療供給体制

- 小児科を標榜している診療所は80か所あります。(保健所調べ:平成21年度調査) そのうち、小児科専門医(日本小児科学会認定)のいる診療所が7か所あります。(愛知県医療機能情報公表システム:平成22年度調査)
- 小児科を標榜し、小児科病床を持っている病 院は2か所あります。(平成21年度患者一日実 熊調査)
- 医師・歯科医師・薬剤師調査によれば、主たる診療科を小児科とする医療施設従事者医師で、15歳未満人口(50,811人)対比は 0.39人で、県(0.67人)と比べ少ない傾向にあります。
- 小児科在院患者の動向は医療圏完結率が県 平均で 73.5%ですが、海部医療圏は 60.1%と 医療圏完結率が低く、隣接の医療圏への依存傾 向があります。(平成21年度患者一日実態調査)

# 3 小児救急医療体制

- 小児科の休日及び平日夜間における救急医療 体制は、津島地区休日急病診療所(休日のみ)、 海部地区急病診療所の2か所で対応していま す。
- 当医療圏で小児科を標榜している診療所は 80 施設(保健センターを除く)です。

そのうち、小児科を主たる診療科目としている診療所は、6施設です。(愛知県医療機能情報公表システム平成21年度調査)

## 課 題

○ 小児科医が少ないのでその確保が必要 となります。

- 病病連携、病診連携による小児医療提 供の体制整備の推進が必要です。
- 小児救急患者は、成人に比べ症状把握 が困難なため、医師会及び公的2病院等 と連携し、小児専門医による小児救急体 制の整備を推進する必要があります。

- 休日の診療は津島地区休日急病診療所、海部 地区急病診療所で内科または小児科医が対応 しています。さらに、平日夜間の診療について は、平成21年10月から海部地区急病診療所が 対応しています。
- 休日・夜間の救急診療は病院群輪番病院で当 直医(内科系医師)が対応します。
- 厚生連海南病院では、必要に応じ小児科医が オンコール対応をしています。(平成 16 年度医 療実態調査)
- 急病の対応に困ったときは「小児救急電話相談」、 育児で悩んだときの相談は「育児もしもしキャッチ」、薬についての相談は「くすり安心電話」があります。(表 5-1)

- 小児救急体制について、2次医療圏内で 対応することが望ましく,併せて、広域的 な受診圏域における体制整備についても 検討する必要があります。
- <mark>地域で身近な医療機関(かかりつけ医)</mark> を持つことが望まれます。
- 保健所及び市町村は、地域住民に対し 子供の病気に関する知識の普及啓発が必 要です。
- 休日夜間に相談できる「小児救急電話 相談」「育児もしもしキャッチ」「くすり 安心電話」などを周知していく必要があ ります。

## 【今後の方策】

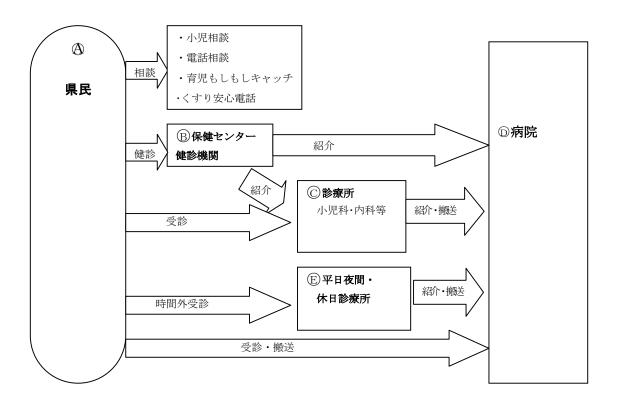
- 小児救急医療体制について、病院及び医師会等の関係機関と連携を図るとともに子供の 病気に関する知識の普及啓発を実施します。
- 身近な地域で診断から治療ができるよう、医療機関や地域関係機関の連携を推進します。
- ○「小児救急電話相談」「育児もしもしキャッチ」「くすり安心電話」などの相談機関を健診の場や医療機関などで周知していきます。

#### 表5-1 休日・夜間等の相談機関

	対 応	相談日・相談時間	電話番号
小児救急電話相談 (#8000番)	小児科医、看護師 (県医師会へ委託)	土、日、祝日、年末年始 午後7時から11時	#8000番 または 052 - 263 - 9909
育児もしもしキャッチ	あいち小児保健医療総合 センター 保健師、助産師	火〜土 午後 5 時から 9 時	0562 - 43 - 0555
くすり安心電話	津島海部薬剤師会	午後9時から午前9時まで	090 - 2136 - 3858

# 小児医療連携体系図





# <小児医療連携体系図の説明>

#### **②県民**

・ 「小児救急電話相談」「育児もしもしキャッチ」では、小児科医が診療していない休日夜間に、 電話にて医療相談・育児相談ができます。薬についての相談は「くすり安心電話」があります。

#### ®保健センター等健診機関

保健センター等では乳幼児健診を行っています。

#### ◎診療所

- ・ 小児科を標榜している診療所は80か所あります。
- 小児科専門医(日本小児科学会認定)のいる診療所が7か所あります。

#### ◎病院

- 小児科を標榜しており、小児科専門医がいる病院は、3か所です。
- 救急告示病院のうち小児科の病床を有する病院2か所については、第2次救急の病院群輪番病院も行っています。

## ②平日夜間・休日診療所

・ 平日夜間・休日診療所では、通常の医療機関では診療の行われていない平日の夜間や休日において、医師会員の協力により、内科または小児科医が診療を行っています。

※ 小児医療を担う具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

# 第6章 在宅医療の提供体制の整備の推進対策

#### 【基本計画】

- 保健・医療・福祉の連携体制の充実を図り、在宅医療提供体制の整備を推進します。
- 予防から治療、指導に至るまでの一貫した医療を提供するために、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の役割について、住民への普及啓発を図り、プライマリ・ケアの推進に努めます。

## 【現状と課題】

## 現状

#### 1 在宅医療等の現状

- 当医療圏の老年人口は年々増加しており、「老人福祉計画」によると、平成21年には、65歳以上の老年人口は70,387人、老年人口割合は21.3%となり、昭和60年の老年人口24,131人、老年人口割合8.3%に比べ、老年人口は46,256人、老年人口割合は13.0ポイント増加しています。(表1-3-2)
- 当医療圏で医療保険による在宅医療、介護保険による在宅サービスを実施している医療機関は、表 6-1、6-2、6-3 のとおりです。

# 2 プライマリ・ケアの推進

- 診療所は、平成 2 年度末と比較し約 1.52 倍、 歯科診療所は、約 1.32 倍、薬局も 1.75 倍に増加 しています。(表 6-4)
- 医師会、歯科医師会及び薬剤師会では、研修会 を開催し、医療技術の向上及び最新情報の共有化 に努めています。
- 高度医療機器の共同利用については、厚生連海 南病院、津島市民病院で実施しています。
- 医師会では、プライマリ・ケアを担う医師を育成するため、新医師臨床研修の実施に協力しています。

## 課 題

- 高齢化の進行に伴い需要の増大する 在宅療養を支援するためのネットワー クを構築する必要があります。
- 住民に対し、保健、医療、福祉等の 在宅サービス情報を提供できる体制整 備が必要です。
- 今後も、かかりつけ医、かかりつけ 歯科医及びかかりつけ薬局の重要性に ついて、住民に対する啓発が必要です。
- 医療の高度化に伴い、診療所では対応できない高度医療機器の共同利用を 推進する必要があります。

#### 【今後の方策】

- <u>在宅医療に関わる医療機関、介護施設等とネットワークの構築を図り、保健・医療・福祉の連</u> 携体制の整備を推進します。
- 住民に対し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局に関する普及啓発に努めます。
- 在宅医療の情報を提供できる体制の整備に努めます。

表 6-1 在宅医療サービスの実施状況

-											
	区 分	医療保険による在宅医療サービス実施						介護保険による 在宅医療サービス実施			
		病	院	診療所		歯科診療所		病	院	診療	<b></b> 新
	当医療圏	7か所	51.8%	83 か所	50.3%	77 か所	65.8%	9か所	81.8%	23 か所	13.9%
	愛 知 県	201	58.6	1,521	40.3	1,812	53. 9	174	50.7	537	14. 2

資料:愛知県医療機能情報公表システム(平成21年度調査)注:数値はシステム登録医療機関数

表 6-2 医療保険による在宅医療サービスの実施状況

		2 Th 1 Th	
	区 分	当医療圏	愛知県
	往診	1か所	95か所
病	在宅患者訪問看護・指導	4	108
	在宅患者訪問診療	4	102
院	在宅時医学総合管理	1	3 0
	訪問看護指示	4	153
	往診	7 9	1,443
診	在宅患者訪問看護・指導	2 2	3 3 6
療	在宅患者訪問診療	4 7	9 4 5
所	在宅時医学総合管理	2 5	5 1 6
	訪問看護指示	4 1	7 5 9
歯科	歯科訪問診療	6 9	1,665

資料:愛知県医療機能情報公表システム(平成21年度調査)

注:数値はシステム登録医療機関数

表 6-3 介護保険による在宅医療サービス実施状況

				1			
	病院診療所						
区 分	居宅療養	訪問		居宅療養	訪問		
	管理指導	リハヒ゛リテーション	訪問看護	管理指導	リハヒ゛リテーション	訪問看護	総計
当医療圏	3か所	7か所	3か所	13か所	3か所	10か所	39か所
愛知県	6 8	9 4	9 6	2 9 6	7 0	1 4 9	773

資料:愛知県医療機能情報公表システム(平成21年度調査)

注:数値はシステム登録医療機関数

表 6-4 診療所の推移

<b>公</b>									
					平成2年	平成7年	平成12年	平成16年	平成20年
診		療		所	134か所	153か所	166か所	185か所	201か所
内	訳-	(有床診療所)		29	29	26	24	26	
	八	(無床診療所)		109	124	140	161	175	
歯	科	診	療	所	100	115	122	127	132
7 11 /	薬			局	68	71	107	125	119

資料:保健所調査(各年度末現在)

# 第7章 病診連携等推進対策

### 【基本計画】

- 病診連携システムが医療圏全体で一層推進されるよう、その充実に努めます。
- 病院の入院部門の開放化、高度医療機器の共同利用、研修機能の強化などの推進に努めます。
- 地域医療支援病院の整備について協議を進めます。

#### 【現状と課題】

#### 現状

#### 1 医療機関相互の連携

○ 軽症患者でも病院を受診することで、患者にとって待ち時間が長くなるとともに、病院勤務医への負担となっています。

#### 2 病診連携システムの現状

- 地域医療連携体制に関する窓口を設置している のは7病院あります。(愛知県医療機能情報公表シ ステム(平成22年度調査))(表7-1)
- 医師会では病診連携システム及び検査依頼システムが有効に機能するよう、病院勤務医と開業医との交流事業、病診連携、在宅ケア及び救急医療連携のための医療機関便覧の作成、ホームページでのこれらの情報提供、公的3病院と症例検討会の実施、さらには住民へのシステムの普及啓発等も推進しています。
- 公的3病院では、病診連携室を設置し、専従職員を配置しており、病診連携システムは着実に推進されています。なお、厚生連海南病院はあらかじめ登録した医師からの緊急入院に備え、病診連携ベッドを設置しています。
- 当医療圏において、公的3病院を中心とした病 診連携は進んでいますが、地域医療の充実を図る ため、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援す る地域医療支援病院はありません。

#### 課 題

- 医療圏全体をカバーする病診連携システムを一層推進していく必要があります。
- 地域における医療機関の機能分担と連携を推進するため、地域の医師に対する研修機能や病院の開放化などを更に推進していく必要があります。
- 病診連携システムにおけるオンライン 化をするなど、更に連携を推進する必要が あります。
- 病診連携を一層推進するために、地域医療支援病院の整備を進める必要があります。

- 病診連携システムが医療圏全体で一層推進されるよう、地域医療支援病院の整備に努めます。
- 病院の入院部門の開放化、高度医療機器の共同利用、研修機能の強化などにより医療機関の機能分担と連携を推進します。

表 7-1 病診連携に取り組んでいる病院

医療圏内の病院(a)	地域医療連携体制に関す	る窓口を設置している病院(b)	(b) / (a)
	津島市民病院	63.6%	
	津島リハビリテーション		
	安藤病院		
11施設	偕行会リハビリテーショ		
	厚生連海南病院		
	七宝病院		
	計	7施設	

資料:愛知県医療機能情報公表システム (平成22年度調査)

# 第8章 高齢者保健医療福祉対策

#### 【基本計画】

- <u>介護予防の推進に向け、保健、医療、福祉の協力、連携を図り、介護度の悪化を防止、生</u> 活機能の維持、向上に向けて地域住民への知識の普及・啓発に努めます
- 高齢社会に対応した高齢者医療の推進に努めます。

#### 【現状と課題】

#### 現 状

- 高齢化率が年々増加しており、当医療圏の老年人口の割合は平成21年10月1日現在21.3%と県平均よりやや高くなっています。(表1-3-2)
- 当医療圏の平均寿命は男○○歳、女○○歳と伸びていますが、県平均と比較すると低くなっています。(表8-1)
- 当医療圏の要介護認定者数は、平成16年2月末と 平成19年2月末と比べ、2,397人36.7%増加してい ます。(表8-2)

#### 1 保健対策

- 県は「健康日本 21 あいち計画」を推進中ですが、 市町村の健康増進計画は、当医療圏 9 市町村全て策定 しています。
- <mark>高齢者の介護を目的として特定健診と同時に生活</mark> 機能評価を実施しています。
- <u>介護予防が必要な高齢者には、運動や口腔・栄養等</u> の教室を実施し介護予防に努めています。

#### 2 医療福祉対策

- 介護保険施設は順次整備されており、認知症高齢者 対策として当医療圏では認知症対応型共同生活介護 施設は12か所あります。(表8—3)
- 地域の高齢者に対する相談、健康増進の場として老 人福祉センター等の各種福祉施設が整備されていま す。(表 8-4)

#### 課 題

- 平均寿命は伸びていますが、寝たきりにならず自立した生活が送れるよう健康寿命を伸ばす必要があります。
- 介護予防の観点から、予防給付、地域支援事業の推進を行う必要があります。
- 市町村と保健所は、関係機関と連携し、 住民と協働で健康増進計画の推進を図る 必要があります。
- 生活機能評価の結果、介護予防が必要な 方に対して、介護予防事業等に参加できる 体制整備をしていく必要があります。
- 市町村では、寝たきりや認知症に対して、予防や理解を深めるための健康教育・健康相談を実施するとともに、関係機関と連携して、高齢者が地域で生活できるような支援体制の整備が必要です。

- 地域の保健・医療・福祉が連携して、ライフステージに応じた生活習慣病対策、介護予防事業を推進します。
- 脳血管疾患、転倒・骨折、認知症など要介護の原因となる疾患等の予防、早期発見、早期治療の重要性を関係機関、団体と協力して地域住民に普及・啓発し、介護保険要支援者、要介護者の減少に努めます。
- <u>高齢者の生活機能の維持、向上を図るため、医療と介護の連携を図ります。</u>

表 8-1 平均寿命 (5年間の死亡から出した平均寿命)

	平成 11	~15年	平成17年			
	当医療圏	愛 知 県	当医療圏	愛 知 県		
男	77.40(歳)	78.10(歳)	照会中	79.1 (歳)		
女	84.12	84.54	照会中	85.4		

資料:愛知県衛生研究所調査

表8-2 要介護認定者数の推移

(人・%)

10 2		() ( ) ()					
□ 八	平成 16 年	三2月末		平成19年2月末			
区分	認定者数	構成比		認定者数	構	成比	伸び率
要支援	778	11.9	要支援1	760	8.5		97. 7
要介護1	2, 076	31.8	要支援2	1, 304	29. 4	14. 6	126.6
安月霞 1	2, 010	51.0	要介護1	1, 325	29.4	14.8	120.0
要介護2	1, 117	17. 1	要介護 2	1,861	20. 9		166.6
要介護3	907	13. 9	要介護3	1,520		17.0	167. 6
要介護4	882	13. 5	要介護4	1, 228	13.8		139. 2
要介護 5	768	11.8	要介護 5	927	10. 4		116. 2
合 計	6, 528	100.0	合 計	8, 925		100.0	136. 7

資料:介護保険事業状況報告(厚生労働省)

注:割合は、認定者数全体に占める介護度別認定者数

表8-3 居宅・施設サービス提供事業者数

(平成21年4月1日現在)

10	O					<b>₹</b> □ <i>9</i> <b>√</b>					( 1 /3/2	<u> </u>	1/1	т н.	/[]
	サービスの種類事業者数				事業者数	サービスの種類						事業者数			
居	宅	介	護	支	援	71	短	期	入	所	療	養	介	護	11
訪		問	介		護	43	認:	知症	対	応 型	共同	生	活介	護	12
訪	問	入	浴	介	護	3	特	定方	包 設	入方	折 者	生	活 介	護	8
訪		問	看		護	203	福	<u>ネ</u>	Ŀ	用	具	1	貸	与	15
通		所	介		護	62	介	護	老	人	福	祉	施	設	12
通月	折 リ	ハビリ	ラー	・ショ	ン	16	介	護	老	人	保	健	施	設	9
短	期	入所	生活	5 介	護	16	介	護	療	養	型 医	療	施	設	2

資料:愛知県健康福祉部高齢福祉課調査

表8-4 福祉施設整備状況

(平成21年4月1日現在)

	施	設	種	į	別		施設数		施	設	種	別			施設数
ケ	ア		ハ		ウ	ス	5	特	別養	護	老人	ホ	_	A	12
在	宅介	護	支 援	セ	ンゟ	z —	7	老	人ディ	・サ	ービス	セン	ンタ	_	64
養	護	老	人	ホ	_	7	2								

資料:愛知県健康福祉部高齢福祉課調査

# 第9章 歯科保健医療対策

#### 【基本計画】

- 「健康日本21あいち計画」の目標達成に向け歯周病対策を主眼に生活習慣改善をします。
- 8020 達成を目指し、う蝕対策としてフッ化物応用推進を図り、歯の健康を維持するためのネットワークづくりを推進します。
- 歯科医療の病診連携及び診診連携を推進するとともに機能連携を図っていきます。

#### 【現状と課題】

#### 現状

1 ライフステージに応じた歯科保健対策

#### <妊娠期>

○ 妊婦に対する歯科健康診査及び健康教育は、 全市町村で実施されていますが、受診率が平成 16年度24.3%から平成21年度21.8%~低下し、 妊婦の進行した歯周炎を有する人(CPIコード 3以上の人)の割合が増加しています。(表9-1)

#### <乳幼児期>

○ 乳児から就学前まで継続的な歯科保健サービスを提供することにより、幼児期の乳歯のむし歯は平成16年度と比較して減少していますが、年齢が高くなるとともに増加しています。(表9-2)

### <学童期>

永久歯のむし歯予防対策として、2小学校 11 保育所でフッ化物洗口が行われています。(表 9 -3)

また6市町村では第一大臼歯保護育成のため の予防シーラント処置が行われています。

当医療圏の小学校における歯科健康教育は、 41 校 85.4%で実施され、中学校においては、6 校 27.3%で実施されています。(平成 21 年度地 域歯科保健業務状況報告)

### <成人期>

○ 成人歯科保健対策として歯周疾患検診・健康 相談が実施されていますが、歯科健康教育によ る知識の普及啓発は十分ではなく、喫煙が歯周 病に影響することを知っている者も、○○,○ ○%と十分周知されていません。

しかし、かかりつけ歯科医を持っている住民は56.6%と医療圏の中で最高となっています。 (平成21年愛知県生活習慣関連調査)

#### <老人期・障害者等>

○ 在宅療養者、障害者等の歯科医療については、 歯科医師会で、受け入れ体制が整っていますが 十分活用されていません。

#### 課 題

- すべての妊婦に必要な健康教育、個別指導 を行う必要があります。妊婦の進行した歯周 炎を有する人を減少させる必要があります。
- 3 歳でむし歯のない子の割合は「健康日本 21 あいち計画」目標である 90%以上には達 していません。
- 地域における健康格差を生じさせることの ないよう、健康教育を通し知識を普及させ環 境を整えることが必要です。

- 住民に対して「歯の健康づくり得点」等を 活用するなど、歯と生活習慣や全身の健康と のかかわりに関する知識の普及啓発が必要で す。
- 8020 達成に向け、喫煙の歯周病に対する影響について知識啓発を更に推進していく必要があります。
- 在宅療養者や障害者等の在宅歯科診療の利用を進めるよう、住民へ周知徹底を図ることが必要です。

- 高齢者や有病者、要介護者への摂食・嚥下に 対する口腔ケアサービスの提供体制を整えつつ あります。
- 介護予防やQOL向上の観点からも、口腔ケアや口腔機能向上の重要性を広く啓発し、関係者の意識を高め、口腔ケアサービスの提供体制の整備を更に図ることが必要です。

#### 2 情報の還元

- 地域の歯科保健情報については、妊娠期、乳 幼児期、学童期、成人期それぞれの歯科健診結 果と保健事業実施状況を保健所で把握分析し、 事業評価を行い、会議や研修会を活用して還元 をしています。
- 保健所は、地域の状況把握・分析結果をもとに地域の課題を明確化するとともに、管内市町村の担当者と情報を共有し、具体的に展開していくことが必要です。

#### 3 病院、診療所との連携

- 歯科医師会では、厚生連海南病院や隣接する 圏域の口腔外科を有する病院と病診連携体制を 取っています。
- 歯科口腔疾患は患者本人が持つ全身疾患、 特に糖尿病との関連があることから、病診連 携に加え、医科診療所と歯科診療所の診診連 携の必要があります。

#### 【今後の方策】

- 保健所は、市町村が実施する歯科保健事業を支援し、市町村健康増進計画の目標を達成するための助言・援助に努めます。
- 歯周病対策を推進するために、かかりつけ歯科医を持つことを積極的に推奨していきます。
- <mark>障害者や要介護者などの歯科疾患の重症化を予防するため、歯科医療・口腔ケアサービス体制</mark> の充実を図っていきます。

表 9-1 妊産婦歯科健康診査の実施状況

		対象人数 (人)	受診人数 (人)	受診率 (%)	1 人平均 むし歯数 (本)	歯 周 の 状 況 CPI コード3 以上 の人の割合(%)
当医療圏	平成 16 年度	2,988	726	24.3	10.6	5.9
	平成21年度	2,815	613	21.8	10.1	6.4
愛知県	平成 16 年度	39,491	9,206	23.3	11.0	11.4
2 邓 宗	平成21年度	41,308	9,983	24.2	9.4	18.7

資料:地域歯科保健業務狀況報告

表 9-2 幼児むし歯経験者率 (%)

		1歳6	2 歳児	3 歳児	幼稚園・保育所			
		か月児			年少児	年中児	年長児	
4 医 泰 圏	平成 16 年度	2.0	5.2	20.1	28.2	40.0	49.6	
当医療圏	平成 21 年度	1.7	4.3	14.6	17.8	29.5	39.2	
<b>多知</b>	平成 16 年度	2.4	5.3	22.6	29.7	44.2	55.9	
愛知県	平成 21 年度	1.9	4.0	16.5	23.0	34.2	45.4	

資料:地域歯科保健業務状況報告

表 9-3 フッ化物洗口実施小学校等

(平成22年3月31日現在)

	小学校数	幼稚園・保育所数			
当医療圏	2 (48)	11 (80)			
愛 知 県	278(985)	381(1,686)			

資料: 永久歯う蝕対策事業実績報告注 : ( ) 内は全施設・学校数

#### 用語の解説

- 8020 (ハチマルニイマル) 運動80 歳で 20 本の自分の歯を保つという目標。
- CPI (Community Periodontal Index) 地域における歯周疾患の実態を把握する指数で、歯周病の進行状況を 0 から 4 のコードで表す。コード 0 は健全、1,2 はそれぞれ出血・歯石があり、3,4 は指数が高いほど歯周病が進んでいる状態を表します。
- 歯の健康づくり得点 10項目からなるアンケートにより、歯を失わないための歯の健康度を点数で表すチェック表。

### 第1節 薬局の機能推進対策

#### 【基本計画】

- 医療法の一部改正により、調剤を実施する薬局が「医療提供施設」として位置付けられたことから、地域における医療連携体制の中で、調剤を中心とした医薬品や医療・衛生材料の提供拠点の役割をこれまで以上に担う必要があります。
- 薬局が薬局機能に関する情報を積極的に開示するよう推進します。
- 薬局における安全管理体制の整備の推進を図っていきます。
- 一般用医薬品が購入者に適正に選択され、正しく使用されるよう情報提供と相談体制の向上 を図ります。

#### 【現状と課題】

#### 現状

- 休日・夜間における調剤による医薬品等の供給体制が十分ではありません。
- 薬局における安全管理指針及び医薬品安全使用・ 管理のための業務手順書が作成されているが、従業 者に対する周知が十分ではありません。
- 薬剤師会は、調剤過誤対策を始め調剤、服薬指導など薬剤師の資質向上を図るため毎月2回の定例研修会を開催するとともに、勤務薬剤師は、医療機関、医師会並びに県薬剤師会等が主催する研修会等へ積極的に参加しています。
- 薬局が医療提供施設として位置づけられましたが 適切な情報提供及び相談応需のための配慮が十分で ない薬局があります。
- 医薬品の副作用・有効性等に関する相談が年々増加の傾向にあります。
- お薬手帳の普及が十分ではありません。
- 在宅医療に関わる薬局の環境整備が十分ではありません。
- 麻薬小売業の許可件数は平成 21 年 3 月末現在 55 件で横ばい状況です。

#### 課 題

- 薬局が連携して休日·夜間における調剤 による医薬品等の供給体制を構築する必 要があります。
- 安全管理体制等の整備を支援する必要 があります。

- 患者のプライバシーの確保が求められます。
- お薬手帳の普及を図る必要があります。
- 在宅医療を行なう医療機関や訪問看護 ステーション・居宅介護支援所等との連携 のもと、訪問薬剤管理指導業務・居宅療養 管理指導業務を通じて在宅医療に積極的 に取組む必要があります。
- 終末期医療への貢献として、麻薬小売業 の許可を取得し、医療用麻薬の供給をしや すい環境整備を一層進める必要がありま す。

- 薬局が医療連携体制へ積極的に参画するよう支援していきます。
- 医薬品市販後の安全対策の一つとして、薬局から国への副作用情報等の報告を積極的に推進します。
- 安全管理指針及び安全使用・管理のための業務手順書を配備して、薬局の資質の向上を図るとともに 安全管理体制を構築していきます。
- お薬手帳等を通じて、医薬品の適正使用に関する啓発活動に積極的に取り組みます。
- 禁煙サポート等の健康日本21あいち計画への取り組みをする薬局の拡大を図っていきます。
- 患者等のプライバシーが確保される相談の環境整備の促進を図っていきます。
- 終末医療への貢献として、在宅医療への取組みを推進します。

### 第2節 医薬分業の推進対策

#### 【基本計画】

- 住民に医薬分業のメリットが十分に実感できるような、質の高い医薬分業を推進します。
- 「かかりつけ薬局」を育成し、住民に普及、定着化を図ります。

#### 【現状と課題】

#### 現状

- 平成21年3月の医薬分業率は、社会保険診療報酬支払基金の調査によると、県全体が53.7%に対して、当医療圏は57.0%です。(表10-2-1)
- 当医療圏の医療機関及び保険薬局の院外処方 せん取り扱い状況は、次のとおりです。

		全施設数	発行施設数	割合
病	院	11 施設	6 施設	54.5~%
一般診療所		201	74	36.8
歯科診療所		131	13	9.9

	全施設数	取扱施設数	割合
保険薬局	120	106	88.3

全施設数:平成20年10月1日現在 (但し、保険薬局数は平成21年3月、社会保険基金調べ)

- 当医療圏では、医薬分業が全医療圏の中で4 位と比較的高い水準に位置しています。
- 調剤過誤対策を始め調剤、服薬指導など薬剤 師の資質向上を図るため薬剤師会は毎月2回の 定例研修会を開催するとともに医療機関、医師 会並びに県薬剤師会等が主催する研修会等へ積 極的に参加しています。
- 医師会、歯科医師会及び薬剤師会では、休日・ 夜間の処方せん応需体制の整備について検討中 です。
- 薬剤師会では、「くすり安心電話 (携帯電話による相談)」(21:00~翌朝 9:00)を輪番で開設し、 住民からの相談に応じています。
- 保健所は、医薬品の安全に関することや正しい知識の普及を図るため、常設の相談コーナーを設置しています。

#### 課 題

- 医薬分業のメリットについて「薬と 健康の週間」等を通じて積極的な啓発 をする必要があります。
- 信頼される、かかりつけ薬局の育成 に努め、患者との信頼関係をより強固 にする必要があります。
- 医師会、歯科医師会及び薬剤師会の 連携を深め、患者・調剤情報の共有化 を図り、より合理的なシステムを構築 する必要があります。

- 休日、夜間の処方せん応需体制を1 中学校区に1箇所程度を整備する必要 があります。
- 医薬分業を進めるためには、どこの 医療機関の処方せんにも応需できる保 険薬局を増やす必要があります。

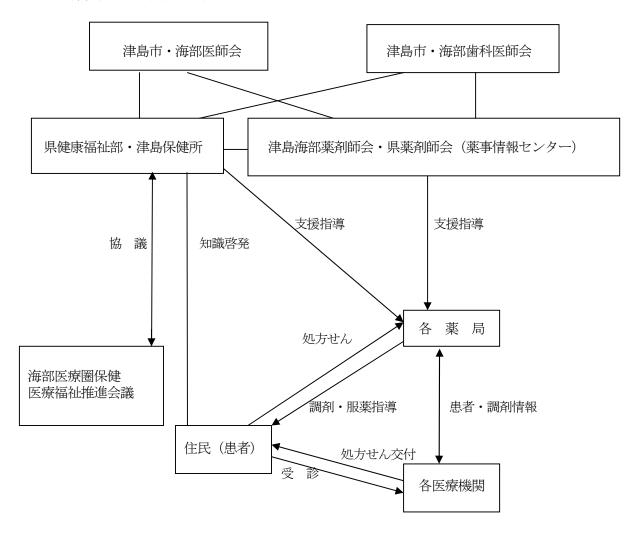
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、住民に医薬分業のメリットに関する 普及啓発を図ります。
- かかりつけ薬局を育成し、定着化を図ります。

表 10-2-1 郡市別の医薬分業率

地区名	医科入院外 投薬日数 (A)	歯科入院外 投薬日数 (B)	保険薬局取 扱処方せん 枚数(C)	受取率(%) (C/(A+B) *100)	平成20年3月 保険薬局取扱 処方せん枚数	平成 20 年 3 月 受取率
<b>油</b> 白 十				·	15 450	<b>5</b> 0.5
津島市	36,571	1,343	21,570	56.9	15,476	58.7
愛西市	24,992	899	16,372	63.2	9,765	54.1
弥富市	21,162	1,185	13,406	60.0	7,660	49.9
海部郡	70,254	2,627	39,366	54.0	29,280	56.0
当医療圏	152,979	6,054	90,714	57.0	62,181	55.5
愛知県	4,032,510	156,599	2,250,052	53.7	1,584,728	53.2

※ 平成21年3月分 社会保険基金、国保連合会調べ

#### 〈医薬分業推進対策の体系図〉



#### 【体系の説明】

- 当医療圏における医薬分業は、薬剤師会、医師会、歯科医師会が中心となって推進しています
- 保健所は、医師会、歯科医師会及び薬剤師会と相互に連携し、医薬分業を支援しています。
- 住民に対する医薬分業に関する知識啓発は、薬剤師会、保健所等が中心となって実施しています。

### 【基本計画】

- 新たな感染症や毒劇物による事故など、近い将来に発生が予想されている健康危機のみならず、 原因の特定が困難な健康危機事例にも対応できる体制の整備を図ります。
- 医療機関を始め関連機関との連携を強化し、健康危機の発生を未然に防止できるよう平時にお ける情報収集及び情報分析の体制整備を図ります。
- 有事の際の関連機関との連携を確実なものとし、危害拡大を防止するとともに広域的な支援体 制の充実強化を図ります。

#### 【現状と課題】

#### 現 状

#### 1 健康危機管理体制の整備

- 津島保健所では、必要に応じ所内健康危機管 理調整会議を開催しています。
- 健康危機発生時に迅速かつ適切な対応を行 えるよう、休日・夜間も含め、関係機関と危 機管理体制、連絡体制を整備しています。
- 県健康福祉部が作成した「地域における健康 **危機管理手引書**|を始め、県の各種マニュアル や保健所独自のマニュアルを作成し配備して います。
- 危機管理研修に積極的に参加し、関係職員の 資質向上に努めています。

### 2 平時の対応

- 各種規制法令に基づいた監視指導を行い地 域の実情を把握しています。
- 広範囲に健康危機の発生が予測される環境 衛生関連施設・食品関連施設に対しては、一宮 保健所広域機動班による監視指導を行い、危機 発生防止を図っています。
- 発生が予測される健康危機については、個別 監視マニュアルを整備しています。
- 発生時の対応に必要な器材資材を整備して います。
- 発生時に緊急に対応できるようBCP (Business Continuity Plan)「業務継続計画」 を作成しておくことが求められています。

#### 3 有事の対応

○ 健康被害の状況を把握し、被害を受けた方に | ○ 健康被害の状況把握を行い、被害の程度、

#### 題

- 危機管理体制の整備は、常に組織等の変 更に留意し、逐次見直し、有事に機能でき る体制整備の必要があります。
- 地域における「健康危機管理手引書」を 基に状況の変化に応じて、保健所の健康危 機管理対応マニュアルを見直していく必要 があります。
- 研修を実施し、的確な健康危機対応がで きる体制作りを推進する必要があります。 情報の共有及び連携を深めるため、管内 関係機関と健康危機管理調整会議や図上演 習等を継続的に開催する必要があります。
- 監視指導体制・連絡体制について、常に 実効性のあるものであることを確認する必 要があります。
- 監視員の資質を向上させマニュアルの実 効性を検証し、逐次見直す必要があります。
- 健康危機に必要な器材資材の確認・点検を 行う必要があります。
- BCPを早急に整備していくことが必要 です。

対する医療提供体制の確保を図っています。

- 津島保健所健康危機管理調整会議設置要綱により危機管理調整会議を開催し、被害の規模により対策本部を設置します。
- 医療機関など関係機関との連携のもとに、原 因究明体制を確保します。
- 健康危機管理発生及び保健医療の確保の状況について、関係機関や住民に情報提供します。
- <mark>県民の不安や心のケアに対しての相談体制を確保します。</mark>

#### 4 事後の対応

- プライバシーの保護を原則に健康診断及び 健康相談を実施します。
- 有事の対応結果について検証・評価を行いマ ニュアルの見直しを実施します。

範囲を想定した人数、役割分担の整備を図るため、平時から役割分担を明確にする必要があります。

- 複数の原因を想定した対応ができる体制 づくりをする必要があります。
- 住民への広報には、市町村など関係機関と の連携を図りインターネットなどの活用を 構築する必要があります。
- PTSD対策を始め、被害者等の心の健康を保つため、圏域内市町村と連携・協力し相談体制を充実させる必要があります。
- 対応結果について第 3 者機関による検 証・評価を受ける体制の検討が必要です。

- 平時には健康危機管理調整会議を定期的に開催し、管内関係機関などが情報を共有するととも に、有事の際には、速やかに会議を開催し、県・関係機関と連携をとりながら対応します。
- 健康危機発生時に必要な器材・資材・各種マニュアルについて、定期的に確認・点検し、職員 全員の取り組みとして周知徹底を図っていきます。

# 目次

# 1 「がん」の体系図に記載されている医療機関名

地域がん診療連携拠点病院	連携機能を有する病院	急性期治療病院							
		胃	大腸	乳腺	肺	子宮			
厚生連海南病院	津島市民病院	津島市民病院	津島市民病院	津島市民病院	厚生連海南病院	厚生連海南病院			
		厚生連海南病院	厚生連海南病院	厚生連海南病院					

## 2 「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名等

高度救命救急医療機関	脳血管領域における治療病院	回復期リハビリテーション機能を有する医療機関	訪問看護ステーション
厚生連海南病院	津島市民病院	津島市民病院	津島市訪問看護ステーション
		津島リハビリテーション病院	海南訪問看護ステーション
		厚生連海南病院	訪問看護ステーション本庄会
		偕行会リハビリテーション病院	訪問看護ステーション AN
		尾張温泉リハビリかにえ病院	海南蟹江訪問看護ステーション
			あおば会訪問看護ステーション

# リハビリテーション科を標榜している診療所(38施設)

【津島市】	石塚外科整形外科	たなか整形外科・リウマチクリニック	わたり整形外科
ジュンクリニック	くわはら内科胃腸科	笹医院	【大治町】
坪内医院	こじま整形外科クリニック	【あま市】	中原クリニック
後藤整形外科	マコト整形外科	浅井外科	三木医院
奥村クリニック	橘内科クリニック	水野内科	奥村整形外科・リウマチ科クリニック
はせ川外科	後藤クリニック	小西整形外科	中川医院
神守診療所	【弥富市】	岩間クリニック	【蟹江町】
彦坂外科	杉本クリニック	小野クリニック	いそベクリニック
【愛西市】	なかむらクリニック	小林クリニック	渡辺整形外科医院
おづクリニック	服部整形外科皮ふ科	もりや整形外科	ふなとクリニック
角鹿医院	そぶえ整形外科		
加賀医院	小笠原クリニック		

## 整形外科を標榜している診療所(23施設)

【津島市】	【弥富市】	わたり整形外科
八木外科医院	村瀬医院	【大治町】
はせ川外科	そぶえ整形外科	三木医院
後藤整形外科	服部整形外科皮膚科	中原クリニック
【愛西市】	たなか整形外科・リウマチクリニック	奥村整形外科・リウマチ科クリニック
後藤クリニック	【あま市】	【蟹江町】
マコト整形外科	吉岡外科	渡辺整形外科医院
彰和会おづクリニック	浅井外科	ふなとクリニック
こじま整形外科クリニック	小西整形外科	
石塚外科整形外科	宮地クリニック	
	もりや整形外科	

# 3 「急性心筋梗塞」の体系図に記載されている医療機関名

高度救命救急医療機関	循環器系領域における治療病院
厚生連海南病院	津島市民病院

## 循環器内科を標榜している診療所(30施設)

【津島市】	橘内科クリニック	【あま市】	マスブン医院
くろかわ内科クリニック	とみたハートクリニック	角田内科医院	原クリニック
杉山クリニック	井口内科クリニック	近藤内科クリニック	安藤クリニック
彦坂外科	横井クリニック	あすかクリニック	杉村医院
服部医院	【弥富市】	吉岡外科	【蟹江町】
クリニックつしま	野村胃腸科	しげやす内科クリニック	前田内科
【愛西市】	笹医院	岩間クリニック	山本医院
あすかクリニック愛西	ハート内科クリニック	望月内科	循環器科・内科すずきクリニック
服部内科診療所		近藤療院六町クリニック	
後藤クリニック			

4 「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名

広域2次救急	第1次救急医療体制		第2次救急医療体制			第3次救急医療体制
医療圏名	休日夜間診療所	在宅当番制	病院群輪番制参加病院	搬送協力	医療機関	
海部津島 E 津島市 愛西市	津島地区休日急病診療所 海部地区急病診療所 海部地区急病診療所(歯科)	津島市医師会 海部医師会 津島市歯科医師会	津島市民病院 厚生連海南病院	あま市民病院	八木外科医院 橘クリニック	名古屋第一赤十字病院
弥富市 海部郡	2. 2	海部歯科医師会	(救急告示病院)	(救急告示病院)	(救急告示診療所)	

## 5 「災害医療」の体系図に記載されている医療機関名

地域災害医療センター	基幹災害医療センター
厚生連海南病院	藤田保健衛生大学病院
津島市民病院	愛知医科大学病院

6 「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名

地域周産期母子医療センター	総合周産期母子医療セン	分娩を実施している医療機関		検診のみを実施している医療機関	
	ター (名古屋医療圏)	病院	診療所	病院	診療所
厚生連海南病院	名古屋第一赤十字病院	津島市民病院	真野産婦人科	あま市民病院	産婦人科佐屋クリニック
		厚生連海南病院	貴子ウィメンズクリニック		富田レディースクリニック
	名古屋第二赤十字病院		大橋産婦人科クリニック		久保田産婦人科
					中川医院

- 7 「小児医療」の体系図に記載されている医療機関名
  - (1) 小児科を標榜している病院

津島市民病院(2次救急)

あま市民病院

厚生連海南病院(2次救急)

安藤病院

(2) 小児科を標榜している診療所

【津島市】17施設	【愛西市】16施設	【弥富市】9施設	近藤療院六町クリニック	【大治町】7施設
服部医院	愛西市国民健康保険八開診療所	ハート内科クリニック	杉村医院	三木医院
坪内医院	加藤クリニック	( ) 篠田医院	安藤クリニック	まつうらこども診療所
杉山クリニック	みわ皮フ科	渡辺医院	加藤医院	とうない耳鼻咽喉科
ワシノ医院	大鹿医院分院	笹医院	マスブン医院	中川医院
田中こどもクリニック	倉下内科	なかむらクリニック	長谷川医院	安藤医院
サトウ胃腸クリニック	服部内科診療所	小林医院	原クリニック	はら医院
津島地区休日急病診療所	まえだこどもクリニック	野村胃腸科	たなか耳鼻咽喉科クリニック	こうのう内科
篠田内科	山田内科医院	小笠原クリニック		【蟹江町】9施設
井田医院	谷本医院	すずきこどもクリニック		前田内科
内科・消化器科・小児科平	くわはら内科胃腸科	【あま市】20施設		久保田産婦人科
野医院	橘内科クリニック	村上医院		増田医院
すぎのクリニック	加賀医院	加藤医院		ふなとクリニック
岡田医院	井口内科クリニック	後藤医院		回生堂クリニック
池村皮フ科	横井クリニック	水野内科		山本医院
海部地区急病診療所	角鹿医院	栄生堂医院		かとうクリニック
加藤医院	産婦人科佐屋クリニック	近藤内科クリニック		みなと医療生活協同組合
くろかわ内科クリニック		望月内科		かにえ診療所
たご耳鼻咽喉科		おち耳鼻咽喉科		ワシノ医院蟹江分院
		はだめ皮ふ科		【飛島村】2施設
		フジノ内科		太田医院
		しげやす内科クリニック		加藤胃腸科内科とびしま
		伊東医院		こどもクリニック

# (3) 小児科専門医がいる医療機関

病院	診療所
津島市民病院	田中こどもクリニック(津島市)
あま市民病院	谷本医院(愛西市)
厚生連海南病院	まえだこどもクリニック(愛西市)
	すずきこどもクリニック (弥富市)
	安藤医院(大治町)
	増田医院(蟹江町)
	加藤胃腸科内科とびしまこどもクリニック(飛島村)